

〈共同研究報告〉

社会福祉実習教育モデルについて

遠塚谷 富美子* ・ 一 村 小百合*** ・ 遠 藤 和佳子***
柿 木 志津江*** ・ 兒 玉 好 子** ・ 齊 藤 千 鶴**
津 田 耕 一** ・ 寺 田 明 代*** ・ 中 島 裕***
袴 田 俊 一* ・ 橋 本 有理子*** ・ 松 宮 満**

A Study of the Model of Field Instruction in Social Work Education

Fumiko Totsukatani, Sayuri Ichimura, Wakako Endo

Shizue Kakigi, Yoshiko Kodama, Chizuru Saito

Koichi Tsuda, Akiyo Terada, Yutaka Nakajima

Toshikazu Hakamada, Yuriko Hashimoto and Mitsuru Matsumiya

要約：本研究は、社会福祉実習教育の効果的なあり方を研究するものであり、社会福祉実習教育の内容および方法のモデルを構築しそれを検証すること、並びにモデルが広く実施されるための条件整備に関する提言を行うことを目的とした。実習施設・機関の実習指導担当者とともに研究を行い、8種別の実習モデルを構築した。実際に配属実習での試行、検証や実習施設・機関を対象とした調査結果をふまえ、現場の実習指導担当者とともに作成した実習モデルは、施設・機関の実態を考慮した実践可能な内容であり、実習教育のレベルの向上をはかるうえで、意義あるものとする。

Abstracts : The purpose of this study is to propose the practical and effective way of field instruction with model plan in each practice field. We organized eight model plans in collaboration with field supervisors so that they would be applicable in their fields. We expect these plans will contribute to the improvement of field instruction.

I はじめに

本研究は、社会福祉実習教育の効果的なあり方を研究するものであり、社会福祉実習教育の内容および方法のモデルを構築しそれを検証すること、並びにモデルが広く実施されるための条件整備に関する提言を行うことを目的とした。

厚生労働省は社会福祉士の養成校に対して、

*関西福祉科学大学社会福祉学部 教授

**関西福祉科学大学社会福祉学部 助教授

***関西福祉科学大学社会福祉学部 講師

一応の現場実習指導の基準と巡回指導の基準を示している。しかし、配属実習に関しては、実習施設・機関に一任されているのが現状であり、実習施設・機関により実習プログラムや指導方法等大きな格差が見られる。しかし、養成校は実習施設・機関と配属実習の内容に立ち入った細かい協議をすることは避ける傾向があり、実習施設・機関も規定の期間を無事に過ごすことで精一杯という状況も珍しくない。

しかし、本学が配属先に対して行った実習受け入れに関するアンケート調査¹⁾では、実習の重要性への認識は高く、実習が施設・機関の職

員・利用者に及ぼす積極的な側面を評価する意見も少なくない。また、実習施設・機関から養成校の教育・指導のあり方については多くの意見が寄せられた。養成校がもっと実習施設・機関に入り込んで接触を密にするべきとの声もあげられていた。

また、これまで養成校と実習施設・機関とが共同で実習のあり方を検討した研究は例がなかったことから、本研究では実習受け入れ施設・機関と大学が共通の論議の場を持ち、社会福祉実習教育のモデルを構築することをめざした。本研究は、大学と施設・機関との相互認識を深め、密接な協力関係の中で有効な実習方法を確立しようとしたものである。

II 方法

1 社会福祉実習教育モデル研究会の概要

本研究は2002年度に「有効な社会福祉教育方法に関する提言」というテーマで3年継続の研究として本学共同研究を申請した。7施設・機関の実習担当者と本学教員とで「社会福祉実習教育モデル研究会(以下研究会)」を立ち上げた。以後研究会のメンバーが増え、最終年度の2004年度のメンバーは資料のとおりである。研究会の目的は、施設・機関と大学が協働して社会福祉実習のあり方を検討し、実践的かつ有効な実習教育の方法を確立することである。具体的には次のようなことを行った。①施設・機関ごとの実習モデルの作成、②実習モデルの実施・検証を経た修正、③実習モデルの実施条件の検討、④事前学習および事後学習との関連の検討(社会福祉援助技術現場実習および精神保健福祉援助実習に関連する科目との関連を含む)、⑤配属実習評価票の検討である。

2002年度は児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設、障害者施設、福祉事務所、社会福祉協議会、特別養護老人ホームの7施設・機関と共に作業を開始したが、2003年度からは児童養護施設と児童自立支援施設を入所型児童福祉施設として統合、新たに知的障害児通園

施設と精神病院を追加し、最終的には8種別の実習モデルを作成した。

2 社会福祉実習教育モデル案に関する調査概要

先に述べたように、研究会において実習モデルを作成したが、より広く実習施設・機関からの意見を入れ、実習モデルをより実践的なものにするために調査を実施した。調査対象は2004年度、本学の実習を受け入れていただいた施設・機関の社会福祉実習(社会福祉士ならびに精神保健福祉士国家試験受験資格に係る実習)の指導担当者である。2004年7月に郵送法により実施した。

調査内容は、施設・機関について(施設・機関種別、職員数、実習指導担当者等)、調査票記入者について(実習指導担当年数、取得資格等)、実習モデル案について(実習プログラムの実施可能性、実施するための条件等)である。調査票は資料を参照していただきたい。

III 結果および考察

1 社会福祉実習教育モデルの概要

2002年9月に研究会を発足させ、3年間の計13回(2002年4回、2003年6回、2004年3回)にわたる研究会では、社会福祉実習教育の効果的なあり方やその内容を示すモデルの構築に向けてさまざまな観点から論議を積み重ねてきた。

社会福祉援助技術現場実習および精神保健福祉援助実習の配属実習(以下配属実習)で、「実習生は何をどのように学ぶべきか」、また、「実習施設・機関や養成校は何をどのように教えるべきか」、その実習課題として、(社)日本社会福祉士養成校協会や(社)日本社会福祉教育学校連盟が調査などから示している実習内容や本学がこれまで行なった実習施設・機関への調査を基に以下に挙げる8項目を提示し、この項目を基本におきモデル案作成へと進めることにした。

- ・利用者の理解
- ・機関・施設の理解
- ・職種の理解
- ・対利用者援助技術
- ・対スタッフ連携技術
- ・職業倫理・自己覚知
- ・実習態度
- ・(現場)実習担当者からの指導

研究会のメンバーが所属する施設・機関(2002年6種別、2003年8種別)でのこれまでの実習から、この8項目について実際にどのような内容が実習項目としてあげられるか、さらに実習で最低限学ぶ必要がある内容を加えるとともに、「何を目的に行うのか」「どのようなカリキュラムを組むべきか」という点を前提にした上で、研究会メンバー共有認識として以下の点を確認して作成に取り組んだ。

- ・社会福祉士・精神保健福祉士の実習としての明確性
- ・実践可能なモデル案の作成
- ・事前・事後学習のあり方の検討
- ・大学と実習施設・機関との連携の重要性(三者面談の実施)
- ・機関・施設職員にとっての実習の意義
- ・実習内容の取り組みの整理

施設・機関での実習と、事前、事後学習となる養成校での学習内容との整理を行ない、施設・機関と養成校の連携を視野にいととも、実習前、実習中(前期・中期・後期)、実習後での学習内容を明確に示し、配属実習で必要となる180時間のモデルプログラム案の作成に至っている。

こうして作成したモデルプログラム案は、実際に配属実習施設・機関で試行し、再度検証を行い修正を加えた。

また、作成したモデル案を、本学の配属実習を受け入れていただいている施設・機関に配布し、モデル案の項目を「実施可能」「場合によっては実施可能」「実施困難」のいずれかにチェックしていただき、自由記述でも率直な意見

をいただくことで、さらなる検証を深めていった。

今回の実習モデルは、実際に配属実習での試行、検証や実習施設・機関への調査結果をふまえ、また、現場の実習指導担当者である研究会のメンバーとともに作成したものであり、施設・機関に即した実践可能な内容であり、実習教育のレベル向上をはかる意義も備えているといえる。

以上の経過によって出来上がった8種別の施設・機関の実習モデルを次に提示する。

2 分野別の実習モデルのポイントと課題

(1) 児童相談所(表1)

児童相談所は、児童福祉に関わるほぼ全ての領域をカバーする行政機関であり児童福祉法にかかわる措置権のほぼすべてを独占している(あるいは一極集中)。今後はその措置権のいくつかを順次市町村に委譲することになっているものの、一般的な養育相談から、障害児の通所・入所にかかわる相談・措置、不登校・引きこもり・虐待・養護問題に関わる相談・措置、そして、学校や警察から持ち込まれ通告される非行問題に関わる相談・措置などなど、その守備範囲はきわめて広範多岐に及んでいるため、現場実習に赴く学生たちは実際には児童相談所の業務の一部に触れるか、あるいは垣間見ることしかできない。したがって、事前学習、オリエンテーション、講義などで業務の領域全体を十分理解把握しておくことが重要である。その上で、実習生は現在自分が従事している業務が領域全体のどのあたりに位置しているものなのかを常に意識しておくが必要になってくる。

児童相談所は、いうまでもなく児童福祉司(ソーシャルワーカー)を中心とする人的資源こそが主要資源であり、業務の大半はソーシャルワークの分野といえる。しかし、業務の上でも地理的管轄においてもきわめて広範な守備範囲を持ち、多様な施設・機関と協働関係にある

表1 社会福祉士実習モデル《児童相談所》

時期	プログラム	ね ら い	具体的内容	備 考
実 習 前	〈事前学習〉	児童福祉に関する基本的知識の習得 施設の概要および施設に関する基本的知識の習得 職員の職種および業務内容の把握 社会資源の把握 利用者支援に関する基本的知識および技術の習得 実習のテーマ・課題の明確化 実習に臨むに当たっての基本的姿勢・態度の涵養	◎関連する法制度に関する基本的知識を習得する ◎児童相談所に関する基本的知識を習得する ◎職員や業務内容について理解する △地域における関連施設・機関やボランティアを把握する ◎援助技術関連科目の復習をする ◎ソーシャルワーカーの価値・職業倫理・守秘義務について理解する ◎権利擁護について学ぶ ◎ソーシャルワークに関する基本的知識および技術を習得する ◎実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ ◎実習計画書を作成する ◎目標や課題を明確にし、実習の心構えを持つ ◎実習生として求められるマナーを身につける(挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守など)	★事前学習の成果をレポートにまとめ、実習施設に事前に送付するか、オリエンテーションに持参する ★特に面接技法について
	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 機関の概要および運営方針の把握 実習中の留意事項の把握	◎実習計画書を検討する ◎機関の概要・運営方針の説明を受ける ◎実習に当たっての留意事項の説明を受ける	★実習機関の実習担当者と実習生の二者で行う。可能であれば実習指導教員も含め三者で
実 習 初 日	〈オリエンテーション〉	児童相談所の概要、機能の理解 実習生の実習内容理解 実習生としての自覚の涵養	◎児童相談所の概要について説明を受ける ・実習に当たっての基本的留意事項の説明 ・児童相談所業務の理解 (1) 相談業務の概要 (2) 相談の展開過程の実際 (3) 一時保護所の機能	★可能であれば、他の課等での配属の実習生と相互交流の中で問題意識を高める
	グループ討議	上記の共有と深め	◎グループ討議を通して、自分の問題意識と理解を相互交流する	
実 習 前 期 ～ 中 期	〈配属実習初期〉	配属児童相談所で、業務の実際をより具体的に理解 ：相談業務の住民サービス業であることの理解 実習生として、社会福祉の実践者としての基本的な態度の涵養 ①実習指導担当者や配属課員、他の職員の役割や動きの観察と理解 ②積極性と状況判断能力、指導者の指示にしたがひ、自らの行動への責任を自覚 ③実習指導担当者・職員・クライアント等、接する人びとと速やかに良好な人間関係を作る試み ④守秘義務への配慮 実習生として実習中にできそうなことを考察	◎児童相談所の相談業務の実際を理解する ◎配属児童相談所の機能を理解する ◎ケース記録によるケース理解と援助経過のシミュレーションを試みる ◎地域資源との連携の実際を把握する ◎地域のネットワークでの位置付けを理解する(市児童福祉課との関係や地域連絡会議等出席) ◎児童相談所内部での種々のつながりと流れを把握する(所属外の課の理解／一時保護所の見学等) ◎相談受理・判定・処遇会議へ同席する(全体的なアセスメント過程を学ぶ) ◎記録を取りスーパervージョンを受ける ◎例えば同席面接等で多少とも関わった事例の記録を児童相談所の様式で記録してみる ◎日誌：一日の出来事・観察したこと・考えたこと・疑問と質問を整理する ◎スーパervージョンを受ける：積極的に質問する	
	実習担当者の指導	・中間評価とモニタリング ①大学と児童相談所の実習生についてのコミュニケーションを深める ②実習生がこれまでの実習体験を整理、より深い理解を可能とする ③残された実習期間での課題達成	◎中間評価←実習指導教員と学生の面接による自己評価←三者面接 ◎これまでの実習期間のまとめと評価 ◎残された実習期間でのより現実的で達成可能な実習課題の確認 ◎三者、あるいは、何らかのコミュニケーション、関係の調整	
	巡回指導(以後随時)	学生のベンチレーション - 円滑に実習が行われていることの確認	◎実習担当者からのフィードバックを受ける - 実習態度や記録等についての指導、助言 - 学生からの質問 - 学生の理解や課題の達成度に応じた今後のスケジュール調整	
実 習 中 期 ～ 後 期	〈配属実習中期〉 実習担当者の指導 =基本的な常時随伴	自分自身でできることを通して児童相談所業務を体験的に理解	◎出来る限り実習指導担当者に随伴して見る、学ぶ ◎電話の応対や面接等の観察 △出張(訪問面接/定例出張・カンファレンス等) ◎連携の施設訪問 ◎面接同席 - 面接技術を学ぶ - 相談援助やニーズの実感的理解 - 事例理解	
	実習指導教員による指導	円滑に実習が進み、学びが深まっているか確認 実習終結に向けての学生の意欲を高め、残された課題の確認と達成の道を検討	◎事務処理の流れ ◎モニタリング→場合によっては、実習担当者と実習指導教員の話し合い	

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

実習中期、後期	<p><配属実習中期> 実習担当者の指導 =基本的に常時同伴</p> <p>実習指導教員による指導</p>	<p>自分自身でできることを通じて児童相談所業務を体験的に理解</p> <p>円滑に実習が進み、学びが深まっているか確認 実習終結に向けての学生の意欲を高め、残された課題の確認と達成の道を検討</p>	<p>○出来る限り実習指導担当者に随伴して見る、学ぶ ◎電話の応対や面接等の観察 △出張（訪問面接/定例出張・カンファレンス等） ○連携の施設訪問 ○面接同席 - 面接技術を学ぶ - 相談援助やニーズの実感的理解 - 事例理解</p> <p>○事務処理の流れ ○モニタリング→場合によっては、実習担当者と実習指導教員の話し合い</p>	
(まとめ時期) 実習後期	<p><児童相談所におけるまとめ> (実習最終日)</p>	<p>他実習生の体験の分かち合いを通して、自分が体験、学習できなかった部分を補い、また自分自身の体験をより全体的な視野で把握 児童相談所の実習担当者との質疑応答を通して、より実際の児童相談所業務や機能の理解と確認 今後の自分自身のソーシャルワーカーとしての目標を再確認し、分かち合いを通して実現可能性を検討</p>	<p>◎実習を通じた自らの体験/学びを発表し、実習指導担当者等からのコメントを得る ○グループディスカッションを通じて他の実習生との交流をはかり相互の学びを分かち合い確認する (1) 児童相談所の機能や課題（理解の確認、今後の課題） (2) 事例を通して見えた相談における「問題解決」について (3) 相談業務の理解、各自のソーシャルワーカー像が変わったか (4) 他の実習生とそれぞれの異なった配属センター、配属課による体験を分かち合う</p>	
実習後	事後学習	課題達成度の点検 実習体験の言語化	<p>◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する</p>	

◎基本的に達成するべき項目 ○達成することが望ましい項目 △できれば達成に努力する項目

にもかかわらず、配属されている児童福祉司の人数は不足しているだけでなく一般行政職員をもって児童福祉司にあてる自治体も多いため、いずれの児童相談所でも実習学生の指導にあたることのできる人材と時間の捻出には苦慮している様子が見えがえる。

以上のような事情や各地域ごとの差異をふまえた上でミニマムスタンダードの構成を試みたのが別掲の表である。この表は、原則として、実習期間中を通じて一人のワーカーが一人の実習生の指導を担当、実習生は担当ワーカーの日常業務に随伴し、可能な範囲内で次のような実務を通じてソーシャルワーカーの役割と仕事の内容を体験的に学習することを前提としている。
①デスクワークの補助、ケース記録の閲覧
②内外の各種会議（ケースカンファレンスや関係機関との連絡会議・打ち合わせ）に同席
③家庭訪問・施設機関訪問への同行（あるいは関連施設見学）
④面接に同席

いずれにしても、子どものプライバシーに深く関わることになるため、個人情報取り扱い

と守秘義務については、基本中の基本的心得としていくら強調してもし過ぎることはない。

(2) 児童養護施設等入所型児童福祉施設(表2)
一ヶ月にわたる配属実習は、学生が大学で受けた事前学習を実践にうつす大切なものである。特に児童施設の場合、児童養護施設・児童自立支援施設を中心とする生活型施設にいたっては、ほとんどの学生は子どもが居住する施設に「宿泊」して実習に臨むことになる。この宿泊実習では学生たちは、子どもと向き合い心身共に疲れ果て一日を終えた後も、自宅に帰らず施設で宿泊する。この経験は、学生たちにとって、通勤で実習をするよりもっとハードなものになるようだ。その代わりに、子どもたちとともに施設で生活し苦勞した経験を得ることができ、それによって学生たちは大きく成長することができ、自信をもつことができるようだ。

児童施設の実習では、子どもと関わる前後で、学生たちによる「子ども」のイメージはいぶん変わるようである。実習前では、子ども

表2 社会福祉士実習モデル《児童養護施設・児童自立支援施設など入所型児童福祉施設》

時期	プログラム	ね ら い	具体的内容	備 考	
実 習 前	事前学習	子ども家庭福祉に関する基本的知識の習得 施設の概要および施設に関する基本的知識の習得 職員の職種および業務内容の把握 社会資源の把握 利用者支援に関する基本的知識および技術の習得	◎子ども家庭福祉に関する基本的知識を習得する ◎関連する法制度に関する基本的知識を習得する ◎実習施設に関する基本的知識を習得する ◎職員や業務内容について理解する △地域における関連施設・機関やボランティアを把握する ◎援助技術関連科目の復習をする ◎ソーシャルワークの価値について理解する ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎子どもの権利擁護について学び、自らの問題意識を高める ◎入所児童の背景や親と子どもとの関係について事例から理解する ◎ケアワークに関する基本的知識および技術を習得する ◎実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ ◎実習計画書を作成する ◎目標や課題を明確にし、実習の心構えをもつ ◎実習生として求められるマナーを身につける（挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守）	様々な事例を文献から学び、子どもの入所背景や親と子どもとの関係について理解しておく	
	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 施設概要および運営方針の理解 実習中の留意事項の把握 施設の雰囲気への把握	◎実習計画書を検討し、より具体的な実習課題の設定をする ◎実習プログラムについて検討する ◎施設の概要・運営方針の説明を受ける ◎実習にあたっての留意事項の説明を受ける ◎施設見学を行う	実習施設の実習担当者 と実習生の二者で行う。可能であれば実習指導教員も含め三者で行う	
実 習 前 期	実習の心構え 倫理観	オリエンテーション 実習中の留意事項の把握	◎基本的社会性（挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守、守秘義務）について実習施設の職員から講義を受け、実習にあたっての留意事項を再確認する ◎子どもに対する接し方について理解する ◎職員への質問の仕方について理解する	以後継続	
		職業倫理・権利擁護	◎職業倫理について学ぶ ◎入所児童について権利擁護に基づいた援助とは何かを考える ◎守秘義務を理解した行動を習得する	以後継続	
		スーパービジョン①	◎担当職員に適切な方法で質問をする ◎担当職員に適切な方法で自分の意見を述べる ◎担当職員に自分の実習テーマ・課題について助言を受ける	以後継続	
	施設理解	実習施設の理解 一日の流れの把握	◎施設の沿革・規模・組織・入所児童の状況・職員構成・職務内容を確認し、理解する ◎施設の運営方針を理解する ◎施設の一日の流れを把握し、それに参加する △施設に関連した法制度を理解する	前期中に達成することが望ましいができれば以後継続	
	利用者に対する理解と支援	利用者の理解と具体的な援助技術	◎入所児童の名前を覚える ◎入所児童の現状把握をする ◎児童とのコミュニケーションについて考える ◎児童の年齢に応じた接し方について考える（同年齢・異年齢） ◎生活指導・学習指導・あそびを通じて子どもとの関わり方考える ◎行事等の参加を通じて子どもへの接し方について考える △愛着障害を内在する児童との接し方について考える ◎子どもの権利擁護に即した生活指導について考える ◎親と子どもとの関係について考える	◎入所児童の名前を覚える ◎入所児童の現状把握をする	以後継続
			ケース記録閲覧 利用者の家族理解と支援	△入所児童の入所理由についてケース記録を閲覧し理解する △入所児童の親の現状把握をし、理解する △児童の家庭復帰について考える	可能な時期にずらしてもよい また、ケース記録閲覧が難しければ、担当職員の講義で補う
			職種間の理解	◎ケアワーカーとソーシャルワーカー、またファミリーソーシャルワーカー、臨床心理士の業務内容を理解する ◎施設で働く職員のチームワークについて理解する	以後継続
巡回指導（以後随時）	中間評価とモニタリング 課題の達成度の把握① 実習計画書の見直し	◎実習が円滑に行われているか、これまでの実習期間を振り返ってみる ◎課題の達成度について確認を行う ◎必要に応じて実習計画書の見直しを行う	実習施設の実習担当者、実習指導教員、実習生の三者で行う		

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

実習中期	関連施設・機関に関する理解	児童相談所など関連施設・機関との連携の理解	△児童相談所などの関連施設・機関を見学し、関係や連携について考える △関連施設・機関と電話の応対を経験する ○同法人内での他施設（乳児院・保育所・母子生活支援施設・障害児者施設・高齢者施設）を見学し、関係や連携を理解する	以後継続
	地域における役割に関する理解	地域における施設の役割の理解	◎地域における施設の役割を理解する ◎施設に関係するボランティアの役割を理解する	以後継続
	職種間の理解	他職種の業務内容の理解・他職種との連携の理解②	◎厨房実習を体験を通して、栄養士・調理師の業務内容や連携のあり方について理解する △事業運営費について担当職員から講義を受け、業務内容を把握する	以後継続
実習後期	利用者援助技術	入所児童と援助関係を形成する能力の習得	○入所児童との援助関係を形成する能力について考える ○入所児童の社会性と自立援助について考える ○入所児童の試し行為の理解と援助技術について考える △入所児童に必要な社会資源の活用について考える	実習施設の実習担当者と相談の上、これらの課題について前期の事例研究とも関連させてできるだけであれば実施してみる
	スタッフ援助技術	スタッフと信頼関係を形成する能力の習得	○職員の間で信頼関係を形成する能力について理解する ○組織の一員として責任を果たす能力を習得する	前期から継続
		ケースカンファレンスへの参加	○ケースカンファレンスに参加し、個々のケースでどのような支援が検討されているかを学ぶ	
		スーパービジョン②	○援助技術の1つとしてスーパービジョンがあることを学ぶ	
	援助計画の作成	援助計画作成技術の習得	△入所児童の課題（短期・長期）について援助方針を立てる △親子関係調整の課題についての援助方針を立てる △家庭復帰についての援助方針を立てる	援助計画を作成し、可能であれば実施してみる
反省会	最終モニタリング課題の達成度の把握② 課題達成度の確認	○課題がどれだけ達成されたか、具体的に話し合い、実習終結に向けての確認を行う ◎課題を達成しきれていない部分を把握し、今後の課題について考える ◎課題達成度から実習評価について検討する	実習施設の実習担当者 と実習生の二者で行う。可能であれば実習指導教員も含め三者で	
実習後	事後学習	課題達成度の点検 実習体験の言語化	◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	

◎基本的に達成するべき実習項目 ○達成することがのぞましい実習項目 △できれば達成に努力する実習項目

時代は自分が経験してきたし、簡単に子どもと関われるだろうと思うようなのだが、実習でいざスタッフとして子どもとかかわってみると、まったく子どもとかかわれなかったり、子どもにどのような言葉かけをしたらいいのか分からなかったり、子どもに少しきつい言葉を言われると落ち込んでしまったりと、なかなか思うように動けない学生たちが本当に多い。

そのため、社会福祉士実習モデルの重点項目として「利用者に対する理解と支援」を挙げている。具体的には①児童とのコミュニケーションの取り方を考える、②児童の年齢（同年齢・異年齢）に応じた接し方について考える、③生活指導・学習指導・あそびを通して子どもとの関わり方を考える、④行事等の参加を通じて子どもへの接し方を考える、⑤愛着障害を内在す

る児童との接し方について考える、⑥子どもの権利擁護に即した生活指導について考える、⑦親と子どもとの関係について考える、を課題として挙げている。これらの課題は、日常生活場面で子どもとかかわり、接していく中でソーシャルワーカーの役割に気づいていく、大切なものである。そのため、一ヶ月の実習期間中はこれらの課題と向き合いながら、関連するプログラムをこなしていくことになる。たとえば、子どもとの関わりにおいて「権利擁護に基づいた援助」について考えることや、「個人情報の取り扱いや守秘義務」に関しても理解していかなければならない。また、「ケアワーカーとソーシャルワーカーの業務内容」の違いを理解し、「ファミリーソーシャルワーカー」や「臨床心理士」との関係も学ばなければならない。さら

に、「厨房実習や事業運営費に関する講義を受ける」ことで、子どもと直接かかわる職種ではなくとも「他職種との関連や連携」も学んでいくことになるだろう。最終的に子どもの個々のケースについて短期的・長期的な援助計画をたて、実施することができれば、社会福祉士実習としてより深みのあるものになるだろう。

「児童養護施設」など入所型の児童養護施設における課題としては、これらのプログラムをどこまで現場実習で実施できるかということである。「社会福祉士」資格と「保育士」資格がある以上、実習内容は違って当然なのであるが、残念ながらそれを明確に分けて実施しているところは少ない。これから、大学側と実習受け入れ施設が実習内容をしっかりと検討していく時期にきているのではないだろうか。

(3) 福祉事務所(表3)

福祉事務所の実習を希望する学生は「福祉行政全般を見たい」ということを理由にあげる学生が多い。現に実習内容は、生活保護、障害者、高齢者、児童を担当する福祉事務所各課を回り、行政全般を概観させていただくというの

が一般的であり、学生の望むところと一致しているともいえる。

福祉事務所での実習受け入れは、他施設・機関と同様に難しくなっており、180時間の実習をさせてもらえる所の方が多数ではあるが、90時間の実習も増えつつある。その場合は短縮され、より表面的な実習になるといえる。

我々の作成した実習モデルは、福祉事務所全般の業務を把握した上で、生活保護業務に焦点をあてて実習を行うものである。前半を福祉事務所業務全体の実習にあて、後半を生活保護業務にあてている。福祉事務所の業務の中核は生活保護であり、生活保護業務の実習において、被保護者の受理から自立にいたる支援のプロセスを学び、ソーシャルワークの実際の場面を見ることができる。事務作業や、金銭給付の実際を含め、面接や訪問、その記録の書き方、ケース・カンファレンスへの出席などを項目にあげている。そこでの知識・技術の習得、自立支援に向けての信頼関係の築き方を学ぶことが目標である。また、被保護者が多様な問題を抱えていることや、そのため多くの関連分野にわたる

表3 社会福祉士実習モデル《福祉事務所》

時期	プログラム	ねらい	具体的内容	備考
実 習	事前学習	福祉事務所の業務の根拠となる法律の理解	◎関連する法律の概要について理解する	社会福祉法、福祉六法、精神保健福祉法、介護保険法
		自治体の特徴の理解	◎自治体の施策、サービスの現状やその背景となる特徴を理解する	人口動態、産業特性、行政の重点施策、住民意識、福祉サービス機関、施設、その他の関係機関・団体
		利用者の支援に関する基本的知識および技術の習得	◎援助技術関連科目の復習をする ◎ソーシャルワークの価値について理解する ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎権利擁護について学ぶ ◎実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ	
		実習テーマ・課題の明確化 実習に臨むにあたっての基本的姿勢・態度の涵養	◎実習計画書を作成する ◎目標や課題を明確にし、実習の心構えをもつ ◎実習生として求められるマナーを身につける(挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守)	
前	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 機関概要および運営方針の把握	◎実習計画書を検討する ◎実習プログラムについて検討する ◎機関の概要・運営方針の説明を受ける	実習機関の指導者と実習生の二者で行う。可能であれば指導教員が参加 学生の希望や準備状況を考慮して決定 受け入れ機関の業務に支障のないよう配慮

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

前期	オリエンテーション	福祉事務所の概要の理解 実習生として守るべき事項の理解 実習中の留意事項の把握	◎組織や職員の業務、執務規則などを学ぶ ◎実習指導体制および実習生の心構えや留意事項について学ぶ	例規集を参考にする 毎日の指導者とのミーティングや実習日誌の提出、実習生の規則、手続き、マナー
	講義	自治体および行政についての学習	◎自治体の組織機構、財政状況、自治体の福祉施策の特徴を学ぶ	
		福祉関連プランについての理解 社会福祉法、福祉六法関連の業務の理解	◎老人保健福祉計画、障害者計画、エンゼルプラン、地域福祉計画を学ぶ ◎各課の業務の内容と職員の業務の実際を学ぶ ◎職員の職種、資格、業務について知る ◎利用者の持つ問題の全容を統計的に把握するとともにその実際について知る 障害者福祉 生活保護 児童福祉、母子および寡婦福祉 民生委員・主任児童委員	福祉の資格制度について目的・意義等を学習しておく
中期	職員の業務に同行し、あるいは関連施設を見学	社会福祉法、福祉六法関連の業務の実際について把握	◎老人福祉施設見学 △介護保険調査に同行 △介護認定審査会に参加 ◎障害者施設見学 ◎支援費の訪問調査に同行 ◎家庭児童相談室、子育て施設の見学	施設等の職員の業種および資格について学習しておく
	地域の連絡会議に出席	地域の連携のあり方について学習	△地域の連絡会議に出席 △ケアマネジメントの意義を学び、ケアプラン作成会議に出席	機関連携の会議がどのようなメンバーで構成されているのか把握しておく
	巡回指導（以後随時）	課題達成度の確認 実習計画の再検討・軌道修正 実習態度の評価	◎課題達成度について話し合う ◎必要に応じて実習計画書の見直しを行う ◎三者のそれぞれの評価をふまえ、今後の実習のあり方を検討する	実習施設の実習担当者、実習指導教員、実習生の三者で行う。積極性、対人態度、身体的・心理的問題の有無
後期	生活保護業務の実際を体験	市民からの相談とその対応についての理解	◎ケース記録やその他の資料を読む △職員の業務に同席し、あるいは指導を受けながら実際に業務を行う	これ以後は特定の指導者による継続的な指導を受ける
		生活保護を適用し自立を支援する過程の理解		
	援助技術の習得 社会資源の活用の理解 所内の連携や関連機関団体との連携について把握			
	受理相談の方法の理解 記録の書き方の習得 保護決定の過程の理解 保護費支給の実際を把握 家庭訪問の方法の理解 自立支援の方法の理解 入所者・入院者の生活実態及び、そ の中でのニーズの理解	△受理相談に同席する △面接記録を作成する ◎保護決定に必要な手続き書類や資料を読む ◎保護費支給の実際を学ぶ ◎家庭訪問に同行し、面接に立ち会う ◎訪問記録を作成する ◎被保護者の利用施設・医療機関の訪問に同行し、面接に立ち会う ◎訪問記録を作成する		
	支援計画の作成 スーパービジョンについての理解 所内のケースカンファレンスについての理解 地域の連携の把握	△特定の事例について集中的に学び、主体的に支援計画を立てる △事例についてスーパービジョンを受ける ◎事例についてのケースカンファレンスに出席する ◎ケースを通して具体的な連携を学ぶ		
実習のまとめ	実習の最後のふりかえり	◎実習の自己評価を行い、指導者の講評を受ける		
実習後	事後指導	課題達成度の点検 実習体験の言語化	◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果を検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告をきくことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	

◎基本的に達成するべき実習項目 ○達成することがのぞましい実習項目 △できれば達成に努力する実習項目

表4 社会福祉士実習モデル《社会福祉協議会》

時期	プログラム	ねらい	具体的内容	備考
実 習 前	事前学習	地域福祉に関する基本的知識の習得	◎地域福祉に関する基本的知識を習得する	
		社会福祉協議会の概要および社会福祉協議会に関する基本的知識の習得	◎社会福祉協議会に関する基本的知識を習得する	
		職員の職種および業務内容の把握	◎職員や業務内容について理解する	
		地域の特性を理解する	◎人口構造、産業構造、地理的特性、文化的特性、住民意識など地域特性を理解する	
		社会資源の把握	◎市町村の概要を把握する。専門職、民生（児童）委員、ボランティア、当事者組織などの人的資源、また行政機関、社会福祉施設、在宅福祉サービスなどの物的資源について理解する	
		利用者支援に関する基本的知識および技術の習得	◎援助技術関連科目の復習をする ◎ソーシャルワークの価値について理解する ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎権利擁護について学ぶ ◎ケアワークに関する基本的知識および技術を習得する ◎実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ	
		地域住民のニーズの理解	◎既存の関係資料から、1人暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者あるいは高齢者夫婦世帯、母子家庭、障害者等要援助者の状況を数量的に把握する △当事者組織・ボランティア・地域住民にインタビューを行い、内容をレポートにまとめ、その地域においてどのようなニーズがあるのかを把握する	
		実習のテーマ・課題の明確化 実習に臨むにあたっての基本的姿勢・態度の涵養	◎実習計画書を作成する ◎目標や課題を明確にし、実習の心構えをもつ ◎実習生として求められるマナーを身につける（挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守）	
	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 社会福祉協議会の概要および運営方針の把握 実習中の留意事項の把握	◎実習計画書を検討する ◎実習プログラムについて検討する ◎社会福祉協議会の概要・運営方針の説明を受ける ◎実習にあたっての留意事項の説明を受ける	実習施設の実習担当者 と実習生の二者で行う。 可能であれば実習指導 教員も含め三者で。
実 習 前 期	社協組織に関する講義 受講・関連資料の調査 ・理事会・評議会出席	社協の組織の理解	◎社協の歴史や法規定等に関する概要を理解する。ここでは社協のミッション、性格、活動原則、機能等に関する理解を深める	
	社協財源に関する講義 受講・関連資料の調査	社協の財源の理解	◎収入・支出や財務、共同基金に関する理解をする 補助金、委託費、自主財源、会費、善意銀行、福祉基金、共同基金、介護保険	
	社協の事業内容・活動 内容に関する講義受講 ・関連資料の調査 各種会議・事業への出 席・観察	社協の事業内容・活動内容の理解	◎各種会議、研修会、在宅福祉サービス、調査・広報活動等に参加し、それぞれの事業や活動が誰を対象に、何を目的としてどのような内容で行われているかを学ぶ。 また事業の企画に関わるなど打ち合わせ会議等にも参加する ◎ふれあいのまちづくり事業－相談業務観察 ◎地域福祉権利擁護事業－家庭訪問面接への同行、相談記録の閲覧 ◎小地域ネットワーク活動－ふれあいいきいきサロンへの出席・観察、見守り安否確認への同行・観察 ◎ボランティアセンター ・ボランティアコーディネートの実際を観察、ボランティア講座等の模擬企画、各種会議への出席・観察、ボランティアによる配食活動等にも同行・観察、福祉教育プログラムへの参加、学校・地域と連携した福祉教育プログラムの模擬企画 ◎イベント、行事－福祉まつり、福祉大会の意義や企画準備過程についての説明を受け、参加観察 △地域包括支援センター等の介護保険事業 △老人デイサービスセンター ◎広報活動－広報誌の意義や広報誌づくりの方法に関する説明を受け、模擬作成	
	家庭訪問面接同行・在宅福祉サービス（友愛訪問、給食サービス、ホームヘルプサービス）同行 ケース記録閲覧	福祉サービスの実際を理解・福祉サービスを必要とする住民の実態およびニーズの把握	◎福祉サービスに関わる専門職員や民生委員等に同行し、実際のサービスの状況を個別・客観的に把握する。 そのうえで誰がどのような方法でサービスを提供し、援助者の生活がどのように支えられているのかを考察する	
	巡回指導（以後随時）	課題達成度の確認 実習計画の再検討・軌道修正 実習態度の評価	◎課題の達成度について話し合う ◎必要に応じて実習計画書の見直しを行う ◎実習態度を三者で評価する	実習施設の実習担当者、 実習指導教員、実 習生の三者で行う。

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

	社協と他施設・機関との関係および連携に関する講義 会議出席	社協と他施設・機関との関係および連携の理解	◎他施設・機関（福祉事務所や社会福祉施設）が同席する会議に出席し、社協が他施設・機関とどのような関係にあるのか、また、どのように連携しているのかを学ぶ	
実 習	地域福祉活動計画に関する講義（目的、意義、策定過程、住民調査結果） 社会調査法に関する講義 地域福祉活動計画における住民調査結果の考察	地域福祉活動計画の理解	◎地域福祉活動計画の目的や意義、どのような過程を経て策定されたかを学ぶ。また、計画策定に先だって行われた住民調査の目的や方法等社会調査に関する理解を深める	
	職員の職種と業務内容に関する講義受講・関連資料の調査 各種事業・活動への参加 講座・講演会・会議出席	職員の職種と業務内容の理解	△講義や資料、職員が実際に働く現場を見て社協の職員の職種とそれぞれの業務内容を学ぶ。また、実際に業務を体験し、理解を深める	
中 期	職員のチームワーク体制に関する講義受講・関連資料の調査 各種事業・活動への参加 講座・講演会・会議出席	社協で働く職員のチームワーク体制の理解	◎社協の職員がどのようにチームワーク体制をとっているかを理解する	
	地域援助計画に関する講義 ケースカンファレンス出席 地域援助計画作成	地域援助計画を作成する能力を身につける	◎講義で地域援助計画について理解し、ケースカンファレンス出席によりケースの検討方法について学び、地域援助計画の模擬作成を行う	
実 習 後 期	イベント企画会議出席 企画書閲覧 企画書作成	イベント（プログラム）を企画する能力を身につける	◎イベント企画会議に出席し、起案から実施までの流れを把握する。また、企画書を読み、どのような企画がどのように行われてきたかを学び、実際に企画書を作成する	
	イベント（プログラム）実行 報告書作成	イベント（プログラム）を実施する能力を身につける	◎参加者にイベントの主旨等わかりやすく説明する能力を身につける。また、スタッフと協同してイベント（プログラム）をやり遂げる	
実 習 後	事後学習	課題達成度の点検 実習体験の言語化	◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	

◎基本的に達成すべき項目 ○達成することが望ましい項目 △できれば達成に努力する項目

知識が必要であることを認識し、他機関・他職種との連携の実際を体験することができる。

ほとんどの福祉事務所では事例記録の閲覧が許され、職員の家庭訪問に同行し、面接の場にも同席するなど、実際業務を体験させてもらえる。その意欲があれば、一人の人やその家族の全体像を理解でき、その支援のあり方を長い時間軸の中で把握できる機会が与えられる。

もっとも望ましいことは、特定の事例を集中的に学び、学生が支援計画を立て、実習指導者のスーパーバイズを受けられることである。そのため、このモデルは180時間の長期実習が前提とされている。

しかし福祉事務所は、昨今の保護人口の激増

のため多忙を極め、また、職員が専門職として採用されている場合はまれであり、実習受け入れ体制に困難を指摘されることも多い。そのため特定の事例を深く学ぶということは、現状では「できれば達成に努力する項目」であり、容易には達成できない課題となっている。しかし、このモデルでは実習の方向性を示すことが重要と考える。

我々は、現実条件とのギャップを認識しつつも、大学での事前・事後学習を強化することで配属実習の困難点を補い、現場と大学との連携に力点を置いて、実習の成果を上げることを期待している。

(4) 社会福祉協議会（表4）

実習モデル作成については、地元の社会福祉協議会に参加していただき、さらに実際の実習生にモデルを用いて実習指導をしていただいた。

まず、実習前の段階のプログラム内容については、実習生のやる気と実習指導教員の取り組みによって課題の達成は可能である。ただ実習指導教員が多くの実習生を担当する場合には、実習生の事前学習が十分に行われているかの確認が行き届かない場合がでてくるであろう。

実習前期は、これまでの実習生が異口同音に語っているように、実習環境に「慣れる」ことにエネルギーが費やされる時期である。緊張から柔軟な思考が発揮されにくい時期でもある。それだけにプログラムにある「社協の歴史や法規定等に関する理解」「活動原則、機能等に関

する理解」については、基本事項として事前学習でも可能な限り準備をしておけば、担当者の説明に対する理解がかなり深まるものと思われる。

実習中期は、いよいよ自分が設定した「実習課題」に基づき、課題を達成していく時期に入る。それまでの時期は、実習環境に慣れるのに精一杯であったかもしれないが、これからは、その環境に対して、疑問や質問もわいてくるであろう。社協の組織やサービスのシステムについて、なぜそのようになっているのか分析したり考察することも少しずつできるようになる。またこれまでの実習を振り返り、巡回教員と体験を言語化し、課題達成に向けて取り組みの仕切りなおしをする時期でもある。

社会福祉協議会活動の特徴として、地域の人々との連携・協力の重要性がある。職員の方

表5 社会福祉士実習モデル《障害者施設（身体障害者・知的障害者施設）》

時期	プログラム	ね ら い	具体的内容	備 考
実 習 前	事前学習	障害者福祉に関する基本的知識の習得 施設の概要および施設に関する基本的知識の習得 職員の職種および業務内容の把握 社会資源の把握 利用者支援に関する基本的知識および技術の習得 実習のテーマ・課題の明確化 実習に臨むにあたっての基本的姿勢・態度の涵養	◎障害に関する基本的知識を習得する ◎関連する法制度に関する基本的知識を習得する ◎実習施設に関する基本的知識を習得する ◎職員や業務内容について理解する ◎△地域における関連施設・機関やボランティアを把握する ◎援助技術関連科目の復習をする ◎ソーシャルワークの価値について理解する ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎権利擁護について学ぶ ◎ケアワークに関する基本的知識および技術を習得する ◎実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ ◎実習計画書を作成する ◎目標や課題を明確にし、実習の心構えをもつ ◎実習生として求められるマナーを身につける（挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守）	事前学習の成果をレポートにまとめ、実習施設に事前に送付するか、オリエンテーションに持参する。特に面接技法について
	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 施設概要および運営方針の把握 実習中の留意事項の把握 施設の雰囲気把握	◎実習計画書を検討する ◎実習プログラムについて検討する ◎施設の概要・運営方針の説明を受ける ◎実習にあたっての留意事項の説明を受ける ◎施設見学を行う	実習施設の実習担当者 と実習生の二者で行う。可能であれば実習指導教員も含め三者で。
実 習 前 期	オリエンテーション	実習中の留意事項の把握	◎実習にあたっての留意事項を再確認する	
	日課の把握	日課の把握・施設の一日の流れの把握	◎日課について説明を受ける ◎日課に参加する	前期中に達成することが望ましいが、できなければ以後継続
	利用者に対する理解と支援	利用者理解・施設の業務内容の理解・介助技術の習得	◎利用者一人ひとりの障害特性について説明を受ける ◎利用者一人ひとりに合った方法でコミュニケーションをとる ◎利用者一人ひとりに合った方法で介助（トイレ、移乗、食事、入浴、着脱、整容など）を行う ◎職員の動きや利用者の様子を観察する ◎作業、レクリエーションなど日中活動に参加する ◎作業、レクリエーションなど日中活動の意義について考察する	以後継続
	巡回指導（以後随時）	課題達成度の確認 実習計画の再検討・軌道修正 実習態度の評価	◎課題の達成度について話し合う ◎必要に応じて実習計画書の見直しを行う ◎実習態度を三者で評価する	実習施設の実習担当者、実習指導教員、実習生の三者で行う。

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

実 習 中 期	日課の把握	日課の把握・施設の一日の流れの把握	◎日課について説明を受ける ◎日課に参加する	前期から継続
	利用者に対する理解と支援	利用者理解・施設の業務内容の理解・介助技術の習得	◎利用者一人ひとりの障害特性について説明を受ける ◎利用者一人ひとりに合った方法でコミュニケーションをとる ◎利用者一人ひとりに合った方法で介助（トイレ、移乗、食事、入浴、着脱、整容など）を行う ◎職員の動きや利用者の様子を観察する ◎作業、レクリエーションなど日中活動に参加する ◎作業、レクリエーションなど日中活動の意義について考察する	前期から継続
	関連施設・機関に関する理解	福祉事務所や更生相談所など関連施設・機関との連携の理解	○講義から関連施設・機関との連携について理解する ○資料から関連施設・機関との連携について理解する	
	地域における役割に関する理解	地域における施設の役割の理解	○講義から地域における役割について理解する ○資料から地域における役割について理解する	
	職種間の理解	他職種の業務内容の理解・他職種との連携の理解	○他職種（看護師・栄養士・調理師など）による講義から業務内容や連携のあり方について理解する △他職種（看護師・栄養士・調理師など）体験を通して業務内容や連携のあり方について理解する ○施設で働く職員のチームワークについて理解する	以後継続
	ケースカンファレンス臨席	利用者支援検討方法の理解・会議の運営方法の理解	○ケースカンファレンスに臨席し、施設においてどのように利用者支援について検討しているのか理解する ○ケースカンファレンスに臨席し、会議の運営の実際について理解する ○ケースカンファレンスについて説明を受け、施設においてどのように利用者支援について検討しているのか理解する	
	面接事前オリエンテーション	ケースの理解 面接時の注意事項の理解	○ケース記録を閲覧し、利用者理解に努める ○ケースについての説明を受け、利用者理解に努める ○面接時の注意事項の説明を受ける	面接が実施できない場合は、ケース記録の閲覧や実習担当者からの説明、利用者とのコミュニケーションなどにより情報を収集し、後期の支援計画の作成につなげる。
	面接	面接技術の習得・面接記録の書き方の習得・ニーズの把握	○面接を行う ○面接内容の整理をし、記録を作成する	
	面接後のスーパービジョン	面接技術の習得・面接記録の書き方の習得・ニーズの把握	○面接記録をもとに指導を受ける ○面接技法について評価を行う	
	実 習 後 期	利用者に対する理解と支援	利用者理解・施設の業務内容の理解・介助技術の習得	◎利用者一人ひとりの障害特性について説明を受ける ◎利用者一人ひとりに合った方法でコミュニケーションをとる ◎利用者一人ひとりに合った方法で介助（トイレ、移乗、食事、入浴、着脱、整容など）を行う ◎職員の動きや利用者の様子を観察する ◎作業、レクリエーションなど日中活動に参加する ◎作業、レクリエーションなど日中活動の意義について考察する
職種間の理解		他職種の業務内容の理解・他職種との連携の理解	○他職種（看護師・栄養士・調理師など）による講義から業務内容や連携のあり方について理解する △他職種（看護師・栄養士・調理師など）体験を通して業務内容や連携のあり方について理解する ○施設で働く職員のチームワークについて理解する	中期から継続
支援計画の作成		アセスメント技術の習得 支援計画作成技術の習得	◎アセスメントシートを完成させる ◎アセスメントシートをもとに指導を受ける ◎支援計画を作成する ◎支援計画をもとに指導を受ける ◎どのような視点が足りなかったか、支援計画を作成するにあたり不足していた知識は何かなど、アセスメントおよび支援計画について評価を行う	面接が実施できなかった場合でも支援計画を作成してみる。支援計画の作成は実習施設の様式で行い、実習施設で作成した支援計画と照らし合わせて指導を受ける。なお、後期の初期に支援計画を作成できた場合は、内容を考慮し、可能であれば実施してみる。
反省会		課題達成度の確認 今後重点的に学習すべき点の理解	◎課題の達成度について話し合う ◎今後の課題について考える	実習施設の実習担当者と実習生の二者で行う。可能であれば実習指導教員も含め三者で。
実 習 後	事後学習	課題達成度の点検 実習体験の言語化	◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	

◎基本的に達成するべき項目 ○達成することが望ましい項目 △できれば達成に努力する項目

と共に利用者宅への同行訪問を通して、地域における諸問題に触れることができる。実習中期から実習後期には、地域における社協の位置づけを学ぶためにも、地域住民やボランティアの人々との交流を深め、どのように連携が行われているのかなど社協を外から見る視点も重要である。

最近では、地域におけるイベント活動や市民祭りなどが活発に行われている。企画段階から参加し、準備や運営、当日の進行なども体験させていただくと、市民の目線で地域や社協を理解することができ、生きた勉強ができるのではと期待している。

(5) 障害者施設（身体障害者・知的障害者施設）(表5)

支援費制度において、利用者一人ひとりの個別支援計画作成が義務づけられている。そこで、本モデルにおいても支援計画の作成を最終課題に位置づけている。この課題達成にむけて、面接およびアセスメントの実施を盛り込んだ。

本モデルでは実習時期を実習前、実習前期、実習中期、実習後期、実習後に分けている。た

だし、この流れは固定化したものではなく、施設の手配等にに合わせて柔軟にとらえられるものである。

まず実習前は障害者施設で実習するにあたり、基本的な知識および技術の習得に努める。

実習前期では、障害者施設における実習の基本となるプログラムに取り組む。「日課の把握」は前期にクリアすることが望ましいが、クリアできなければ以後継続する。「利用者に対する理解と支援」は前期のみならず中期、後期と継続するプログラムである。また、利用者とかかわることを通して障害の理解と障害者理解を深めたり、障害特性を踏まえた利用者とのコミュニケーション方法を学んだりすることは、実習全体における課題である。

実習中期は実習前期のプログラムに加え、「関連施設・機関に関する理解」「地域における役割に関する理解」「職種間の理解」を通して、地域における役割も含めた実習施設の機能、実習施設と他施設・機関との連携の実際、および他職種との連携の実際等について、より広い視野で学ぶ機会を想定している。そして巡回指導及び面接事前オリエンテーションで面接指導を行った後、面接を行う。

表6 社会福祉士実習モデル《特別養護老人ホーム》

時期	プログラム	ねらい	実習内容	実習形式		
				全般	施設	在宅
実 習 前	事前学習	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉に関する基本的知識の習得 施設の概要および施設に関する基本的知識の習得 職員の職種および業務内容の把握 社会資源の把握 	介護保険制度や支援費制度、その他の法制度に関する基本的知識を習得する	○	○	○
			実習施設および関連施設、社会資源の基本的知識（実習施設との連携・調整）を習得する	○	○	○
			職員や業務内容について理解する	○	○	○
			地域における関連施設・機関やボランティアを把握する	○	○	○
			社会福祉援助技術関連科目の内容を復習する	○	○	○
			ソーシャルワークの価値について理解する	○	○	○
			ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する	○	○	○
			実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ	○	○	○
			現場体験を行い資格を取得する（ボランティア、ホームヘルパー養成講座、福祉住環境コーディネーター取得）	○	○	○
			具体的な実習課題を設定し、実習計画書を作成する	○	○	○
			目標や課題を明確にし、実習の心構えを持つ	○	○	○
	実習生として求められるマナーを身につける（挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守）	○	○	○		
事前オリエンテーション（二者面談）	<ul style="list-style-type: none"> 実習目的の明確化・共有化 施設概要および運営方針の把握 実習中の留意事項の把握 	実習計画書を検討し、より具体的な実習課題を再設定する	○	○	○	
		施設の概要・運営方針の説明を受ける（施設見学）	○	○	○	
		実習にあたっての留意事項の説明を受ける（施設見学）	○	○	○	

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

実 習 前 期	利用者に対する理解と援助	・施設の流れに関する把握 ・利用者理解、介護業務やコミュニケーション技術、レクリエーション活動の習得	介護業務とその意義を理解する（観察、食事、入浴、着脱、整容、排泄、移乗・移動、環境整備） 利用者とのコミュニケーション技術を習得する（利用者の生活の流れの把握、利用者のニーズを知る） 利用者の生活歴・入所経緯と家族関係の把握（ケース記録閲覧）から利用者への理解を深める 利用者とのクラブ活動・レクリエーション活動への参加と自らも計画し、実施する	◎	◎	◎	
	職員の業務内容に関連する専門性の理解	・職員に必要な専門性に関する理解	関連職種・機関との連携、利用者の心身の・社会的特性、要介護度と認知症への理解を深める	◎	◎	◎	
	入所選考会議の理解	・入所選考会議や入所申込、契約手続を通して、利用者の入所に至るまでの流れに関する把握	特養入所優先基準とその選考作業に関するプロセスの理解を深める（説明のみ） 特養入所優先基準とその選考作業に関するプロセスの理解を深める（臨席）		◎		
	入所申込と契約手続の理解		契約条項、重要事項説明書に関する理解を深める 実際の入所申込・契約手続に臨席する		◎	△	
	利用者への援助計画（ケアプラン）作成	・アセスメントを通して、利用者の援助計画作成に関する習得	入所前訪問への同行からアセスメント、アプローチの理解を深める 利用者・家族との入所前訪問・入所時面接への臨席からアセスメント、アプローチの理解を深める コミュニケーション・ケース記録・ケースカンファレンス等を通して、援助計画作成と講評を受ける		△	△	
	夜間帯の職員の業務理解	・夜間帯の施設の流れに関する把握	夜間帯特有の職員の業務理解と利用者への対応の理解を深める	○	○	○	
	医療・看護業務内容への理解		看護師による説明（健康管理、投薬管理、ケアプラン、ターミナルケア、医療機関との連携）を受ける 通院の付き添いに行きする	◎	◎	◎	
	リハビリ業務内容への理解	・施設内における関連専門職の業務内容に関する理解	リハビリテーション全般、自立支援、ケアプランに関する説明を受ける	○	○	○	
	栄養・調理業務内容への理解		栄養管理、献立の工夫、行事食に関する説明を受ける 利用者への配慮（治療食、食材形態、アレルギー）等に関する説明を受ける 厨房見学、給食会議に臨席する	○	○	○	
	ケースカンファレンスの理解	・ケースカンファレンスの意義と流れに関する理解	利用者の生活課題、関連職種・機関、社会資源の活用に関する理解を深める（説明のみ） 利用者の生活課題、関連職種・機関、社会資源の活用に関する理解を深める（臨席） ケース記録の理解と記録方法の理解（ケース記録閲覧）を深める	◎	◎	◎	
	利用者の物品、預貯金管理への業務理解	・利用者の生活支援に関する理解	利用者の物品・預貯金管理に関する取り扱いの理解を深める		○		
	介護保険の代行申請手続への理解	・介護保険申請手続の流れに関する把握	利用者の介護保険代行申請手続に関する理解を深める	○	○	○	
	各種会議の理解	・各種会議の意義に関する理解	感染対策委員会、転倒予防委員会、行事委員会等の施設内各種会議に臨席する		△		
	家族会への業務理解（実施施設のみ）	・施設と家族との関係に関する理解	家族会の企画立案・運営・実施等の補助業務に携わると共に、家族会の意義について理解する		△		
	施設発行の広報誌への業務理解	・広報誌の意義に関する理解	広報誌の作成の補助業務に携わると共に、広報誌の意義について理解する		○		
	巡回指導（三者面談）（以後随時）	・実習態度の評価 ・課題達成度の確認と実習計画書の検討	実習生・実習担当者・実習指導教員それぞれの評価をふまえ、今後の実習への臨み方を確認する	◎	◎	◎	
	実 習 中 期	在宅高齢者に対する理解と援助（1） ーデイサービス、ショートステイにおける業務理解ー	・デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスの業務内容に関する理解 ・各種サービスにおける利用目的、生活の流れ、ニーズを通して、利用者の援助内容に関する理解	併設施設（デイサービス、ショートステイ）の業務について理解を深める 介護業務とその意義を理解する（観察、食事、入浴、着脱、整容、排泄、移乗・移動、環境整備） 利用者とのコミュニケーション技術を習得する（利用者の生活の流れの把握、利用者のニーズを知る） 利用者の生活歴・利用経緯と家族関係の把握（ケース記録閲覧）から利用者への理解を深める 利用者とのクラブ活動・レクリエーション活動への参加と自らも計画し、実施する	◎	◎	◎
		在宅高齢者に対する理解と援助（2） ーホームヘルプサービスにおける業務理解ー		併設施設（ホームヘルプサービス）の業務について理解を深める 利用者の生活歴・利用経緯と家族関係の把握（ケース記録閲覧）から利用者への理解を深める ホームヘルパーと利用者宅への訪問に同行する	◎	◎	◎
					◎	◎	◎
				○	○	○	
				◎	◎	◎	
				○	○	○	

実 習 中 期	在宅高齢者に対する理解と援助(3) 一在宅介護支援センターにおける業務理解	・在宅介護支援センターの業務内容に関する理解 ・関連機関との連携のあり方に関する理解と考察 ・地域における施設のあり方に関する理解と考察	併設施設(在宅介護支援センター)の業務について理解を深める	◎	◎	◎
			福祉用具・住宅改修に関する知識・制度と相談に関する理解を深める	◎	◎	◎
			ソーシャルワーカーと利用者宅への訪問に同行する(援助技術の習得、利用者と家族のニーズを知る)	○		○
			介護保険の代行申請手続に関する理解を深める	○		○
			利用者宅訪問・面接と実態把握書類作成及び介護予防プランの作成に関する理解を深める			○
			家族介護教室、介護予防教室のプログラムに関する企画立案・運営・実施・報告書作成に携わる			○
			社協・地域住民主体の会合(ふれあいお食事会やいきいきサロン、老人会等)に参加する			○
			地域ケア会議(地域の各社会資源間における連携、情報交換、援助の質に関する向上)に臨席する	○	○	○
			在宅介護支援センター連絡会議に臨席する			○
			在宅高齢者に対する理解と援助(4) 一居宅介護支援事業所における業務理解	・居宅介護支援事業所およびケアマネジャーの業務内容に関する理解 ・実際の事例を通して、ケアプラン作成とそれに対する理解	併設施設(居宅介護支援事業所)の業務について理解を深める	◎
ケアマネジャーと利用者宅への訪問に同行する(援助技術の習得、利用者と家族のニーズを知る)	○				○	
利用者宅訪問や関連施設・機関との調整を通して、ケアプラン作成の理解を深める	◎				◎	
利用者宅訪問や関連施設・機関との調整を通して、ケアプラン作成と講評を受ける					△	
ケアマネジャーと施設、病院への訪問(利用者、職員との面接)に同行する					△	
サービス担当者会議に臨席する					○	
居宅介護支援事業所連絡会議あるいは研修会に臨席する					○	
配食サービスへの同行(実施施設のみ)	・配食サービスの意義と流れに関する理解	独居・高齢者世帯への食事の配達補助と安否確認の理解を深める			◎	◎
法人内の関連施設の理解	・関連施設の機能、連携に関する理解	軽費老人ホーム、グループホーム、老人保健施設、医療機関等の機能、連携について理解を深める	○	○	○	
利用者(施設・在宅)の認定調査への理解	・認定調査の流れに関する把握	介護保険における認定調査内容とその実施の理解を深める	○	○	○	
調査・分析・報告	・利用者のQOLに関する考察	利用者の嗜好調査等(質問紙作成、集計・分析、施設へのフィードバック)を実施する	△	△	△	
実習の中間評価(二者面談)	・残された課題の抽出と共有化	実習生と実習担当者間で残された課題(テーマ)について話し合っ抽出し、実習後期に備える	◎	◎	◎	
実習後期	残された課題(テーマ)に対する理解	・残された課題への取り組み	残された課題について重点的に理解を深める	◎	◎	◎
	反省会(二者面談) ※可能ならば三者面談	・課題達成度の確認 ・事後学習の進め方に関する理解	課題の達成度について話し合い、実習終結に向けての確認を行う 課題を達成できなかった部分について把握し、今後の課題解決について考える	◎	◎	◎
	事後学習	・課題達成度の点検 ・実習体験の言語化	実習先からの評価をふまえて、実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う 実習の成果について検討し、今後の課題について確認する 自己の成長と自己覚知について検証する 実習ノートを見直し、実習報告書を作成する 実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告を聴くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	◎	◎	◎

◎基本的に達成すべき実習項目 ○達成することが望ましい実習項目 △できれば達成に努力する実習項目
留意事項…原則として、特別養護老人ホームから実習を開始し、その後、併設施設での実習へと移行するが、実習施設の都合によっては、併設施設からの実習開始も可能である

実習後期は実習の最終段階に入り、実習の総まとめとして支援計画を作成するが、事前に十分アセスメントを行い、支援計画の作成につなげる。

実習後は実習のふりかえりを行う。実習施設の評価と自己評価を照らし合せて実習の成果に

ついて検討し、実習体験を言語化することにより自分の実習内容を多面的に理解する。

障害者施設の実習モデルには、以下の二点の課題がある。まず、障害種別ごとの特性を十分考慮できなかった点である。障害者施設には多くの種別があり、そのすべてを網羅することを

表7 社会福祉士実習モデル《特別養護老人ホーム》の三類型

<p>社会福祉士実習モデル《特別養護老人ホーム》は、「施設・在宅全般型」「施設重視型」「在宅重視型」の三類型の実習形式から構成されている。</p> <p>☆施設・在宅全般型…体験型実習（実習モデルでは、実習形式「全般」を指している）</p> <p>施設サービスと在宅サービスにおける基本的なメニューで組まれており、学習形式としては「学習する」「体験する」が主である。「高齢者福祉の現状を勉強する」「今後、高齢者福祉の道を進むべきかを見極める」等、高齢者福祉全般の学習を希望する実習生にとっては有効なプログラムであるといえる。</p> <p>☆施設重視型…実践型実習（実習モデルでは、実習形式「施設」を指している）</p> <p>施設サービスが重視された内容で組まれており、学習形式としては「学習する」「体験する」に加えて、「自ら実践する」が含まれている。この型では、実習内容が職員の日頃の業務内容に即しており、実習生の立場として取り組める内容も可能な限り多彩に盛り込まれている。例えば、利用者・家族との面接、アセスメントを通して、ケアプラン作成に自ら取り組み、実習担当職員の講評を受ける、等がある。「卒業後は、高齢者福祉施設・産業関連で相談職や専門職として就職したい」「将来的には、ケアマネージャーとして就職したい」という目的を持つ実習生にとっては有効なプログラムであるといえる。</p> <p>☆在宅重視型…実践型実習（実習モデルでは、実習形式「在宅」を指している）</p> <p>在宅サービスが重視された内容で組まれており、学習形式としては「学習する」「体験する」に加えて、「自ら実践する」が含まれている。この型では、実習内容が各在宅部門における職員の日頃の業務内容に即しており、実習生の立場として取り組める内容も可能な限り多彩に盛り込まれている。例えば、在宅介護支援センターでは、利用者・家族との面接を通して、実態把握の作成、介護予防プランの作成、家族介護教室・介護予防教室のプログラムに関する企画立案・運営・実施・分析・報告書作成などに自ら取り組み、担当職員の講評を受ける、等がある。「卒業後は、高齢者福祉在宅部門で相談職や専門職として就職したい」「将来的には、ケアマネージャーとして就職したい」という目的を持つ実習生にとっては有効なプログラムであるといえる。</p>

想定して作成した。そのため、障害者施設種別ごとの特性を十分発揮することができず、障害者施設共通項目に留まってしまい、やや表面的な内容になってしまった。障害者施設共通項目と障害種別の特性を踏まえた項目を整理する必要がある。

第二は、個別支援計画作成の手順についてである。個別支援計画作成に際し、利用者との面接を設けているが、作業を主体とした施設では、利用者の通常の流れとは異なったプログラムとなるため、やや不自然な観がある。利用者の日常生活場面でどこまで面接が可能なのか、という問題もあり、実習生がわずか一月で利用者のニーズを引き出すには限界がある。

(6) 特別養護老人ホーム（表6・表7）

社会福祉士としての特別養護老人ホームにおける実習の特徴としては、次の二点があげられる。第一に、介護福祉士の実習内容と社会福祉士としての実習内容との境界が曖昧である、第二に、各実習施設ごとに、その実習内容に大きな開きがある、という点である。

第一の点についていえば、社会福祉士の資格を持つ職員の方が一人もいない実習施設では、実習生に提供する社会福祉士としての実習内容の最低基準を設定することが困難であるという理由からも、実績のある介護福祉士の実習に重ね合わせて実習内容を提供するという現実がある。また、第二の点についていえば、その開きの最大の要因は利用者宅への訪問や利用者・家族との面接時の臨席が可能であるかどうかという点である。この点については、実習施設ごとに方針が異なるため、実習生による訪問や臨席が不可能であれば、180時間の大半が特別養護老人ホーム実習になる場合が多く、一方で、訪問や臨席が可能であれば、特別養護老人ホーム実習に加えて、デイサービスやホームヘルプサービス、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所などの併設サービスや相談業務に関する幅広い実習が組み込まれる場合が多い。

一方、実習生の立場からいえば、「高齢者福祉全般の業務内容を学習・体験する」という漠然とした実習動機を述べる実習生もいるが、「施設利用者の介護業務やコミュニケーション

表8 社会福祉士実習モデル《知的障害児通園施設》

時期	プログラム	ねらい	具体的内容	備考
実 習 前	事前学習	障害者福祉に関する基本的知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害に関する基本的知識(知的・肢体)を理解する ◎個別療育プログラムを理解する ◎器具器材・教材について理解する 	文献・資料及び業者の器具・教材パンフレットを確認する
		施設の概要および施設に関する基本的知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◎知的障害児通園施設の法的位置付けを理解する ◎知的障害児通園施設の制度的役割を理解する 	相互利用制度を知る 社会福祉法・児童福祉法(児童福祉法六法・児童白書) 利用者の実態を確認する
		職員の職種および業務内容の把握 社会資源の把握 利用者支援に関する基本的知識および技術の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◎職員や業務内容について理解する ◎地域における関連施設・機関やボランティアを把握する ◎援助技術関連科目の復習をする ◎ソーシャルワークの価値について理解する ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎権利擁護について学ぶ ◎実習日誌や面接記録など、記録のとり方について学ぶ 	障害児(者)地域療育等支援事業を知る 援助技術能力を確認する 専門職としての倫理観と視点で捉える
		実習のテーマ・課題の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ◎実習目的を明確化する ◎実習計画書を作成する ◎必要な文献・資料の検索、収集する ◎実習生として求められるマナーを身につける(挨拶、服装、言葉遣い、時間厳守) ◎利用者(園児・保護者)との接し方を理解する 	実習課題を具体化し、現場の課題事項をまとめる 具体的にできる課題目標・実習計画を基本として設定 文献・資料を確認する
	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 施設概要および運営方針の把握 実習中の留意事項の把握 施設の雰囲気把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎実習計画書を検討し実習課題を再検討する ◎施設の概要・運営方針の説明を受ける ◎実習にあたっての留意事項の説明を受ける ◎施設見学を行う 	計画に基づいたプログラムを確認する 実習施設の実習担当者の実習生の二者で行う。可能であれば実習指導教員も含め三者で
実 習 前 期	オリエンテーション 就業規則(実習規則)・倫理	実習プログラムの確認 実習中の留意事項の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎実習課題の具体的な進め方を確認する ◎実習上の留意事項を確認する ◎利用者(園児・保護者)の権利擁護に基づいた援助方法を学ぶ ◎守秘義務に基づいた行動、記録の取り方を学ぶ 	計画に基づき実践する 専門職としての関わりを自覚する 現状と事前学習とを比較検討する
	利用者理解	利用者のニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用者(園児・保護者)のニーズに対する援助プログラムを学ぶ ◎知的・肢体の障害児の特長を学ぶ ◎沿革、目的、役割、制度、組織、他機関との関係を学ぶ 	文献・資料の知識と実態を比較検討する 相互利用制度・障害児(者)地域療育等支援事業を理解する
	施設の概要を理解	沿革・組織・役割・制度上の理解		
	各職種別業務の見学	職務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> ◎各職種の業務内容と役割を学ぶ △職種間の連携を学ぶ △ケースの記録・評価方法を学ぶ 	福祉の仕事(オールガイドブック) ケース会議・IEP調整会議に参加する ケース記録・各評価表の内容を理解する
	巡回指導(以後随時)	実習プログラムの達成度の確認	<ul style="list-style-type: none"> ◎実習の中間で総合評価し、問題点があれば計画を修正する ◎今後の実習に対して協議する(二者・三者) 	実習プログラム進行状況を確認する 実習に対するモチベーションを高める
実 習 中 期	援助計画作成	利用者のニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用者(園児・保護者)のニーズに対する問題点を考える ◎問題点を制度上・実態等と比較する 	障害児を持った保護者心理を分析し 援助方法を考える 児童福祉法・市条例等を理解する。
	各職種別業務の見学	業務における問題点の確認	<ul style="list-style-type: none"> ◎各職種の業務内容についての問題点を考える ◎職種間の連携における問題点を考える ◎ケースの記録・評価方法における問題点を考える △制度上における施設規準等と実態での問題点を考える △各職種の役割・業務における実態での問題点を考える 	各職種の業務を法的に理解する 各職種の連携についての方法を 確認する 記録・評価の方法が適切であるかを 確認する 最低基準で適切な運営がなされているかを 確認する 現状の業務を確認する
実 習 後 期	実習指導教員による指導(巡回または帰校)	援助計画の実践	<ul style="list-style-type: none"> ◎これまでの実習内容を再確認し、援助計画を作成する ◎残りの実習に対して協議する(二者・三者) 	実習プログラムの進行状況と実習内容について再確認する
	援助計画の実践	利用者の問題点の確認	<ul style="list-style-type: none"> ◎利用者(園児・保護者)の問題点に対する解決策を考える(短期・中期・長期) △制度改革を必要とする問題点の解決策を考える 	社会福祉援助技術法による援助プラン 各制度・事業を確認して問題点を考える
	各職種別業務の見学	業務における問題点の確認	<ul style="list-style-type: none"> ◎各職種の業務上における問題点の解決策を考える △職種間の連携での問題点に対する解決策を考える △ケースの記録・評価方法での問題点に対する解決策を考える △制度上における問題点の解決策を考える △各職種の役割・業務の問題点に対する解決策を考える 	施設長・児童指導員・保育士・事務員・医師・看護師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士・栄養士・調理員等 解決策を具体的に挙げて実践(模倣的) ↓

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

実 習 後	援助計画実践の検討	問題点に対する解決策の効果を検討	◎利用者（園児・保護者）のニーズと施設側のサービスの効果を検討する ◎適切なサービスが実施されているか検討する ◎保護者の生活の質を向上させることが可能か検討する	実践計画の効果に対して評価し課題を考える サービス提供内容に対する満足度を評価し課題を考える 保護者の家事援助計画に対する効果を評価し課題を考える
	各職種別業務と役割の再確認	各職種の解決策に対するプランの検討	◎各職種の業務内容に対する解決策の効果を検討する ◎職種間の連携についての解決策の効果を検討する △ケースの記録・評価方法についての解決策の効果を検討する △制度上の施設規準等と実態での解決策の効果を検討する △各職種の役割・業務の実態での解決策の効果を検討する	解決策の効果を評価し課題を考える ↓ 措置費制度・障害児（者）地域療育等支援事業の課題を考える
	事後学習	課題達成度の点検（実習全体のふりかえり）	◎実習先からの評価を踏まえて実習をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する	
		実習体験の言語化（実習報告会）	◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を報告し、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	

◎基本的に達成するべき項目 ○達成することが望ましい項目 △できれば達成に努力する項目

を通して、各利用者への援助のあり方について考察する」「施設と地域との連携のあり方について学習する」など将来を見据えた具体的な実習動機をあげる実習生もいる。

以上の点からも、各実習施設の提供可能な実習内容および各実習生の思いを反映させた実習内容について検討してみると、画一的な実習内容を構築することに限界があるといえる。したがって、各実習施設の実習可能な内容と各実習生の実習動機を検討した上で、実習内容を作成する一助として、本モデルが位置づけられることを目的としている（表6）。なお、本モデルは、「施設・在宅全般型」「施設重視型」「在宅重視型」の三類型の実習形式から構成されており、様々なパターンの実習内容を組み立てやすくなっているのが最大の特長である（表7）。

なお、実習前・実習中・実習後の現状と課題について振り返ると、まず初めに、実習前では、実習生、実習担当者、実習指導教員が、三者間で実習内容について話し合い、実習内容の方向性を統一させる作業を設定することが困難であるのが現状である。したがって、今後は、三者間で実習内容を明確化させ、共有し合える機会を確保できる手段や流れを確立させることが課題である。次に、実習中では、実習生は、点（業務）ばかりに集中してしまい、点と点を

結んだ線（連携）や線と線を結んだ面（総合的なアプローチやセーフティネット）に視点をおくことが困難であるのが現状である。したがって、実習中から実習後にかけて、これまでに提供された実習内容を体系的に観ることを通して、社会福祉士としての大切な視点とは何かについて再考することが課題である。そして、最後に、実習後では、実習生も実習指導教員も実習施設から提供していただいた実習内容を系統立てて考えることが困難であるのが現状である。したがって、事後指導の際、実習生の課題達成可否が視覚的に判明できるようにすることが今後の課題である。以上のことから、実習前・実習中・実習後いずれの課題においても、本モデルは有効に活用できるものといえる。

(7) 知的障害児通園施設（表8）

知的障害児通園施設の実習モデル作成への取り組みは、研究会発足2年目からであり、プログラムの作成には至ったが、現場の実習場面での試行については一部分の項目を行なっただけで、修正を加え提示をしており、今後も引き続き実践し検証していくこととしている。

モデル作成にあたって知的障害児通園施設では、実習のほとんどを保育士実習が占める点や職員に保育士が多い点、また他職種、例えば理

表9 精神保健福祉士実習モデル《精神病院》

時期	プログラム	ねらい	具体的内容	備考
実 習 前	事前学習	精神保健福祉に関する基本的知識の習得 PSWとしての価値観・倫理観の確立 病院の概要および病院に関する基本的知識の習得 実習のテーマ・課題の明確化 実習に臨むにあたっての基本的姿勢・態度の涵養	これまで履修した関連科目の内容を確認する ◎障害と疾病を併せ持つ利用者の特性を理解する ◎精神保健福祉に関する法制度を理解する ◎援助技術関連科目の内容を復習する ◎PSWの価値について理解を深める ◎ソーシャルワーカーの職業倫理・守秘義務について理解する ◎精神障害者の権利擁護について学ぶ ◎精神保健福祉施設・病院の位置付けと役割について理解する ◎精神科医療の歴史と現状について学ぶ ◎実習計画書を作成する ◎社会人として求められるマナー、実習態度、コミュニケーション、および守秘義務等の重要性を確認する	「精神保健福祉論」「精神保健福祉援助技術論」「精神科リハビリテーション」「精神医学」「精神保健」等
	事前オリエンテーション	実習目的の明確化・共有化 実習中の留意事項の把握	◎実習計画書を検討する ◎実習プログラムを具体化する ◎実習動機を確認する ◎実習にあたって留意事項の説明を受ける	「どうしてPSWになろうと思うのか」言語化する
実 習 前 期	オリエンテーション	実習中の留意事項の把握	◎実習にあたって留意事項を再確認する	
	病院施設の見学	病院の概要に関する理解 病院の機能に関する理解	◎病院施設の沿革、病院の概要（運営方針、組織や職員構成等）を理解する ◎各部署の業務内容の概要を把握する	閉鎖病棟・保護室の存在を知る
	相談室業務	PSW業務の概要の理解	◎講義からPSWの業務内容について理解する ◎職員の動きや利用者の様子を観察する	
	治療・援助プログラムへの参加	各種プログラムの内容、目的、機能の理解	◎実施プログラム（病院レク、OT、家族教室、行事、SST等）へ参加し、各プログラムの意義について考察する	
	院内カンファレンスへの参加（随時）	利用者支援方法の理解 チーム医療の中におけるPSWの役割の理解	◎病院においてどのように利用者支援について検討しているのか理解する ◎病院で働く職員のチームワークについて理解する	
	院内勉強会等への参加（随時）	医療的側面についての理解	◎疾病と治療、薬等について理解する ◎病院における医師の役割を理解する	
	ケースファイル・カルテ閲覧	記録の意義と方法の理解	◎ケースファイル・カルテの読み方、書き方を学ぶ	
	コミュニケーション（以後継続）	実習担当者、職員、利用者等との人間関係形成 体験の言語化による気づき	◎利用者、実習担当者、職員とコミュニケーションをとる ◎利用者、実習担当者、職員と良好な関係を築くよう努める ◎実習担当者とのふりかえりを行い、感じたことや考えたこと、疑問、質問等を言語化する	できるだけ毎日終了時に実習担当者とふりかえりの時間をもつ
巡回指導（以後随時）	中間評価とモニタリング	◎これまでのまとめと評価を行う ◎今後の実習課題を確認する	実習施設の実習担当者、実習指導教員、実習生の三者で行う	
実 習 中 期	病棟実習	入院生活の理解 行動制限の体験	◎病棟で利用者と積極的に関わる ◎病棟での日課を理解する ◎他職種業務を理解する △閉鎖病棟/保護室を短時間体験する	
	個別面接への同席①	利用者理解 面接技術の実践的理解	◎長期入院となっている利用者の話を聞く ◎ケースについての説明を受け、利用者理解に努める ◎職員と利用者のかかわりを観察する	
	訪問同行	地域生活の理解	◎利用者宅等の訪問に同行し、利用者の生活について理解を深める	
	他機関訪問	関連施設・機関との連携の理解	◎関連施設・機関（市役所、保健所、作業所、地域生活支援センター等）を見学を兼ね訪問する ◎他施設・機関との関係や連携のあり方について理解する	
	記録	記録の書き方の習得	◎接した利用者とのかかわりや同席した面接について模範的に記録を作成する	
実 習 後 期	個別面接への同席②	事例を通じたPSWの援助の視点についての理解	◎継続して面接に同席する ◎ニーズを把握する ◎アセスメントの実際を学ぶ ◎支援計画の立て方の実際を学ぶ	模擬的にアセスメントシートや支援計画を作成し、指導を受ける
	反省会	課題達成度の確認	◎課題の達成度について話し合う ◎今後の課題について考える	可能であれば院内で報告会を実施し、実習体験・効果を発表する 今後重点的に学習すべき点の理解
実 習 後	事後指導	課題達成度の点検 実習体験の言語化	◎実習先からの評価を踏まえて実習全体をふりかえり、実習指導教員と話し合う ◎実習の成果について検討し、今後の課題について確認する ◎自己の成長と自己覚知について検証する ◎実習ノートを見直し、実習報告書を作成する ◎実習報告会で、自分の実習体験を他者に伝えるとともに、他者の報告を聞くことにより、自分の実習内容を多面的に理解する	

◎基本的に達成するべき項目 ○達成することが望ましい項目 △できれば達成に努力する項目

学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士などとの連携や、障害の理解、保護者との関係など、現場での関わりや動きも広範囲におよび、その中で社会福祉士の実習として何を行なうべきか、学生が学ぶべき点は何かなど、議論する点は多岐にわたった。

児童施設での実習で保育士実習との違いを明確にし、保育・療育面における学習はもとより他職種や関係機関・施設との調整を行ない、それに伴うさまざまな制度についてや関係機関・施設の役割についての学習を行なうことが重要となる。また、障害児との関わりでさらに重要なことは、児童の障害の症状について、ある程度の認識が必要になるということである。

だが、最近の実習生の傾向としては、児童は好きだがかかわったことがない、ましてや障害児とのかかわりもほとんどない中で、児童との関係や施設の日課に慣れることに実習時間の大部分を要していることがうかがえ、モデルでは配属実習が始まるまでの事前学習に重点をおいて組み立てた。

こうして、配属実習の事前学習が幅広く、かなり多くの内容を占めることになったことは、養成校である大学側にとってもこれまで以上に多大な時間と労力を要することになるといえる。また、「内容が詳細すぎて、紙上では取り組めそうな課題であるが、実際にはどこまで実施可能であるか見当がつかない」との現場からの声も上がっている。

しかし、施設も大学側も、これからの社会福祉教育にとってより良い人材育成のために連携し、時間をかけて配属実習に取り組んでいく姿勢であり、平成17年度の配属実習での結果をふまえ、今後さらなる検証を進め、モデル構築に向けて継続的に取り組むこととする。

(8) 精神病院 (表9)

精神障害を持ちつつ生活する人々は、歴史的に見ると、偏見を持たれることが多かったり、他の分野より福祉サービスが遅れていた状況が

ある。しかし、近年、精神保健福祉法の影響もあり、精神病患者として診療の対象である側面が強調されていたのが、徐々に生活者としての側面が重視されてきている。

それらの意味を含め、精神病院の利用者の生活および心理を共感的に理解することを実習の目標とした。したがって、本モデルのすべての時期を通して、実習生に精神障害を持つ利用者の生活および人権を感じてほしいという意図を重視した。

実習前は実習に向けた基本的態度の形成において、精神障害に対しての偏見にも関連して、特に守秘義務の重要性について確認する。精神科医療の歴史から、精神障害を持つ利用者の人権の大切さを実感し、場合によって、ソーシャルワーカー自らが利用者の人権を奪ってしまう危険性もあることを、理解する。

実習前期は病院の理解を深めるとともに、病院の特徴である多くの部署を把握する。病院の実施プログラムに実習生が実際に参加し、各種プログラムを理解する。多くの専門職の集まりである病院において、ソーシャルワーカーの役割を理解する。精神障害の原因である疾病について、医学的な知識を学ぶ。また、配属実習期間中は、毎日、担当指導者とふりかえりを行う。

実習中期は病棟実習においては、他職種業務の理解とともに、利用者の(入院)生活を知る。閉鎖病棟および保護室の存在を体験的に理

表10 調査対象数および調査票回収状況

種 別	調査対象数	有効回収数	有効回収率 (%)
児童相談所	19	6	31.6
児童養護施設等	37	22	59.5
知的障害児通園施設	11	7	63.6
障害者施設	32	20	62.5
福祉事務所	9	4	44.4
社会福祉協議会	46	23	50.0
特別養護老人ホーム	86	50	58.1
精神病院	11	7	63.6
全体	251	139	55.4

解する。直接、長期入院の利用者の話を聴くことにより、利用者の生活を「感じる」ことを目標とする。また、利用者の自宅などへ訪問することにより、利用者の地域での生活を理解する。

実習後期は個別面接に同席し、事例を通して援助を理解する。

実習後は事後指導において、実習生が実習の中で理解したものを集大成し、実習生の自己覚知を深め、実習体験を言語化する。

本モデルにおいては、利用者の生活および心

理を共感的に理解するというを一貫した目標として設定することができたと考えられる。

最後に課題として以下の二点を挙げる。

一点目として、本モデルは、ミニマムスタンダードを強調したため、コンパクトになりすぎた面がある。

二点目として、精神病院だけではなく、精神保健福祉士が配置されている行政機関、地域の社会復帰施設なども個別にモデルを作成する必要がある。

3 社会福祉実習教育モデル案に関する調査

種別ごとにみた調査票の回収状況は表10の通りである。表中の児童養護施設等とは児童養護施設と児童自立支援施設を指している（以下同じ）。有効回収率は全体で55.4%であった。本調査はモデル案をより多くの施設・機関で実施していただくための条件について検討することも目的としており、今回はモデル案実施の条件に焦点をあて集計および分析を行った。分析に用いた項目は、施設・機関に関しては設置運営形態、社会福祉士・精神保健福祉士が実習指導を担当することになっているか、調査票記入者に関しては性別、年齢、現在の施設・機関における実習指導年数、他の施設・機関における実習指導経験の有無、現在の施設・機関および他の施設・機関における通算実習指導年数、取得している資格、そして実習モデル案実施条件である。分析はこれらの項目に欠損値のない109票を対象とした。また、今回種別ごとの回答数にバラツキが大きいため、種別ごとの分析および種別間の比較は行っていない。

(1) 結果

1) 施設・機関および調査票記入者について (表11)

まず施設・機関について、種別は児童相談所5人（4.6%）、児童養護施設等17人（15.6%）、知的障害児通園施設4人（3.7%）、障害者施設16人（14.7%）、福祉事務所3人（2.8%）、社会福祉協議会18人（16.5%）、特別養護老人ホ

表11 分析対象の基本属性

項目	カテゴリー	人	(%)	
〈施設・機関について〉				
種別	児童相談所	5	(4.6)	
	児童養護施設等	17	(15.6)	
	知的障害児通園施設	4	(3.7)	
	障害者施設	16	(14.7)	
	福祉事務所	3	(2.8)	
	社会福祉協議会	18	(16.5)	
	特別養護老人ホーム	42	(38.5)	
	精神病院	4	(3.7)	
設置運営形態	公設公営	13	(11.9)	
	公設民営	22	(20.2)	
	民設民営	74	(67.9)	
	なっている	33	(30.3)	
社会福祉士・精神保健福祉士が実習指導担当	なっている	33	(30.3)	
	なっていない	76	(69.7)	
〈回答者について〉				
性別	男性	64	(58.7)	
	女性	45	(41.3)	
年齢	20代	17	(15.6)	
	30代	31	(28.4)	
	40代	33	(30.3)	
	50代	24	(22.0)	
	60代以上	4	(3.7)	
	平均値±標準偏差	5.2±5.4		
現施設・機関での実習指導年数	1年未満	16	(14.7)	
	1年～3年	41	(37.6)	
	4年～9年	29	(26.6)	
	10年以上	23	(21.1)	
	平均値±標準偏差	5.2±5.4		
	他施設・機関での実習指導経験	あり	20	(18.3)
なし		89	(81.7)	
通算実習指導年数		12	(11.0)	
1年～3年		36	(33.0)	
4年～9年		35	(32.1)	
10年以上		26	(23.9)	
平均値±標準偏差	6.2±5.9			
取得資格	社会福祉士	39	(35.8)	
	精神保健福祉士	7	(6.4)	
	介護福祉士	28	(25.7)	
	保育士	13	(11.9)	

表 12 モデル案実施の条件

条 件	人	(%)
学生が実習前に十分な学習を行うこと	44	(40.4)
実習指導専任の担当職員がいること	42	(38.5)
実習前に養成校の実習担当教員と実習プログラムについての協議を行うこと	28	(25.7)
一度に受け入れる実習生を少なくすること	27	(24.8)
養成校が実習生に実習前に十分な指導を行うこと	24	(22.0)
実習前に養成校の実習担当教員から実習モデルについて具体的な説明があること	24	(22.0)
実習について、実習指導担当以外の職員の理解が深まること	22	(20.2)
実習を受け入れる養成校の実習担当教員と連絡を密にとるなど連携を強化すること	20	(18.3)
実習指導担当職員を増やすこと	14	(12.8)
実習指導担当職員を対象とした研修が行われること	10	(9.2)
実習を受け入れる養成校を少なくすること	7	(6.4)
実習の受け入れを社会福祉実習に限定すること	3	(2.8)

ーム 42 人 (38.5%)、精神病院 4 人 (3.7%) であった。設置運営形態は公設公営 13 人 (11.9%)、公設民営 22 人 (20.2%)、民設民営 74 人 (67.9%) と民設民営が最も多かった。社会福祉士・精神保健福祉士が実習指導を担当することになっているか否かについては、「なっている」33 人 (30.3%)、「なっていない」76 人 (69.7%) であった。

次に調査票記入者について、性別は男性 64 人 (58.7%)、女性 45 人 (41.3%)、年齢は 20 代 17 人 (15.6%)、30 代 31 人 (28.4%)、40 代 33 人 (30.3%)、50 代 24 人 (22.0%)、60 代以上 4 人 (3.7%) であった。現在の施設・機関における実習指導年数は 1 年未満 16 人 (14.7%)、1 年～3 年 41 人 (37.6%)、4 年～9 年 29 人 (26.6%)、10 年以上 23 人 (21.1%) で、平均は 5.2 年、標準偏差は 5.4 であった。他の施設・機関における実習指導経験は「ある」20 人 (18.3%)、「ない」89 人 (81.7%) であった。「ある」と回答した 20 人の平均指導年数は 5.6 年、標準偏差は 4.3 であった。現在の施設・機関および他の施設・機関における通算実習指導年数は 1 年未満 12 人 (11.0%)、1 年～3 年 36 人 (33.0%)、4 年～9 年 35 人 (32.1%)、10 年以上 26 人 (23.9%) で、平均は 6.2 年、

標準偏差は 5.9 であった。取得している資格は社会福祉士 39 人 (35.8%)、精神保健福祉士 7 人 (6.4%)、介護福祉士 28 人 (25.7%)、保育士 13 人 (11.9%) であった。

2) 実習モデル案実施条件について (表 12)

各種別のモデル案においてどのような条件が整えば実施可能と思われるか、重要だと思う項目を選んでもらった。「学生が実習前に十分な学習を行うこと」が 44 人 (40.4%) で最も多かった。以下「実習指導専任の担当職員がいること」42 人 (38.5%)、「実習前に養成校の実習担当教員と実習プログラムについての協議を行うこと」28 人 (25.7%)、「一度に受け入れる実習生を少なくすること」27 人 (24.8%)、「養成校が実習生に実習前に十分な指導を行うこと」24 人 (22.0%)、「実習前に養成校の実習担当教員から実習モデルについて具体的な説明があること」24 人 (22.0%)、「実習について、実習指導担当以外の職員の理解が深まること」22 人 (20.2%)、「実習を受け入れる養成校の実習担当教員と連絡を密にとるなど連携を強化すること」20 人 (18.3%)、「実習指導担当職員を増やすこと」14 人 (12.8%)、「実習指導担当職員を対象とした研修が行われること」10 人 (9.2%)、「実習を受け入れる養成校を少なくすること」7 人 (6.4%)、「実習の受け入れを社会福祉実習に限定すること」3 人 (2.8%) となっていた。

条件として提示した上記 12 項目間の関連をみるため相関係数を算出した結果、「学生が実習前に十分な学習を行うこと」と「養成校が実習生に実習前に十分な指導を行うこと」、「実習前に養成校の実習担当教員と実習プログラムについての協議を行うこと」と「実習前に養成校の実習担当教員から実習モデルについて具体的な説明があること」の間に有意な相関が認められた (相関係数はそれぞれ .24 と .25、ともに 5% 水準で有意)。

表13 モデル案実施の条件と他項目との関連

	学生が実習前に十分な学習を行うこと	実習指導専任の担当職員がいること	実習前に養成校の実習担当教員と実習プログラムについての協議を行うこと	一度に受け入れる実習生を少なくすること	養成校が実習生に十分な指導を行うこと	実習前に養成校の実習担当教員から実習モデルについての具体的な説明があること	実習について、実習指導担当以外の職員との理解が深まること	実習を受け入れる養成校の実習担当教員と連絡を密にとるなど連携を強化すること	実習指導担当職員を増やすこと	実習指導担当職員を対象とした研修が行われること	実習を受け入れる養成校を少なくすること	実習の受け入れを社会福祉実習に限定すること
種別	児童相談所 (40.0)	2 (80.0)	4 (20.0)	1 (40.0)	2 (20.0)	1 (0.0)	0 (40.0)	2 (0.0)	0 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	児童養護施設等 (47.1)	8 (41.2)	7 (35.3)	6 (29.4)	5 (41.2)	7 (17.6)	3 (11.8)	2 (17.6)	3 (11.8)	2 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
	知的障害児通園施設 (75.0)	3 (75.0)	3 (25.0)	1 (25.0)	1 (50.0)	2 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
	障害者施設 (31.3)	5 (31.3)	5 (12.5)	2 (18.8)	3 (25.0)	4 (31.3)	5 (18.8)	3 (12.5)	2 (12.5)	2 (12.5)	0 (0.0)	1 (6.3)
	福祉事務所 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (0.0)	0 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	社会福祉協議会 (44.4)	8 (33.3)	6 (22.2)	4 (22.2)	4 (11.1)	2 (33.3)	2 (11.1)	6 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.1)	0 (0.0)
	特別養護老人ホーム (40.5)	17 (33.3)	14 (31.0)	13 (26.2)	11 (14.3)	6 (21.4)	9 (26.2)	11 (19.0)	8 (21.4)	5 (11.9)	3 (7.1)	1 (2.4)
	精神病院 (25.0)	1 (50.0)	2 (0.0)	0 (0.0)	0 (50.0)	2 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
設置運営形態	公設公営 (30.8)	4 (38.5)	5 (23.1)	3 (30.8)	4 (38.5)	5 (7.7)	1 (38.5)	5 (7.7)	1 (7.7)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
	公設民営 (40.9)	9 (40.9)	9 (18.2)	4 (27.3)	6 (13.6)	3 (18.2)	4 (9.1)	2 (27.3)	6 (22.7)	5 (4.5)	1 (0.0)	1 (4.5)
	民設民営 (41.9)	31 (37.8)	28 (28.4)	21 (23.0)	17 (21.6)	16 (25.7)	19 (20.3)	15 (17.6)	13 (10.8)	8 (10.8)	7 (9.5)	2 (2.7)
	社会福祉士・精神保健福祉士が実習指導担当 性別	なっている (39.4)	13 (39.4)	13 (33.3)	11 (24.2)	8 (21.2)	7 (30.3)	5 (15.2)	7 (21.2)	4 (12.1)	0 (0.0)	5 (6.1)
	なっていない 性別	31 (40.8)	29 (38.2)	17 (22.4)	19 (25.0)	17 (22.4)	14 (18.4)	17 (22.4)	13 (17.1)	10 (13.2)	2 (2.6)	1 (1.3)
	男性	22 (34.4)	23 (35.9)	14 (21.9)	18 (28.1)	13 (20.3)	14 (21.9)	13 (20.3)	11 (17.2)	10 (15.6)	4 (6.3)	5 (7.8)
	女性	22 (48.9)	19 (42.2)	14 (31.1)	9 (20.0)	11 (24.4)	10 (22.2)	9 (20.0)	9 (20.0)	4 (8.9)	6 (13.3)	2 (4.4)
	年齢	30代以下 (45.8)	22 (31.3)	15 (31.3)	15 (18.8)	9 (29.2)	14 (22.9)	11 (18.8)	13 (27.1)	6 (12.5)	6 (12.5)	2 (4.2)
	40代以上 (36.1)	22 (44.3)	27 (21.3)	13 (21.3)	18 (29.5)	10 (16.4)	13 (21.3)	7 (11.5)	8 (13.1)	4 (6.6)	5 (8.2)	1 (1.6)
	現施設・機関での実習指導年数	3年以下 (35.1)	20 (40.4)	23 (26.3)	15 (19.3)	11 (19.3)	11 (24.6)	14 (21.1)	12 (19.3)	11 (5.3)	3 (7.0)	2 (3.5)
	4年以上 (46.2)	24 (36.5)	19 (25.0)	13 (30.8)	16 (25.0)	13 (19.2)	10 (15.4)	8 (15.4)	3 (5.8)	7 (13.5)	3 (5.8)	1 (1.9)
	他施設・機関での指導	ない (39.3)	35 (39.3)	35 (27.0)	24 (23.6)	21 (19.1)	17 (22.5)	18 (20.2)	17 (19.1)	9 (10.1)	8 (9.0)	7 (7.9)
	ある (45.0)	9 (35.0)	7 (20.0)	4 (30.0)	6 (35.0)	7 (20.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	5 (25.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	通算指導年数	3年以下 (31.3)	15 (39.6)	19 (27.1)	13 (18.8)	9 (16.7)	8 (27.1)	13 (25.0)	12 (22.9)	11 (18.8)	3 (6.3)	4 (8.3)
	4年以上 (47.5)	29 (37.7)	23 (24.6)	15 (29.5)	18 (26.2)	16 (18.0)	11 (16.4)	10 (14.8)	9 (8.2)	7 (11.5)	3 (4.9)	1 (1.6)
	社会福祉士・精神保健福祉士の資格	ない (35.4)	23 (40.0)	26 (23.1)	15 (26.2)	17 (18.5)	12 (24.6)	15 (23.1)	10 (15.4)	7 (10.8)	3 (4.6)	1 (1.5)
	ある (47.7)	21 (36.4)	16 (29.5)	13 (22.7)	10 (27.3)	12 (18.2)	8 (15.9)	7 (22.7)	4 (9.1)	3 (6.8)	4 (9.1)	2 (4.5)

* () 内%
* () 内は、各条件について重要だと思う人のカテゴリーごとの割合

3) 実習モデル案実施条件と他項目との関連について (表13)

実習モデル案実施条件と他項目との関連については表13に示す。調査票記入者の年齢は30代以下と40代以上に分類した。また、現在の施設・機関における実習指導年数、現在の施設・機関および他の施設・機関における通算実習

指導年数をそれぞれ3年以下と4年以上に分類した。取得している資格については、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格の有無で分類した。

が検定の結果、有意差がみられたのは「実習を受け入れる養成校の実習担当教員と連絡を密にとるなど連携を強化すること」と年齢、

「実習指導担当職員を増やすこと」と現施設・機関での実習指導年数であった（ともに5%水準で有意）。

(2) 考察

モデル案を実施するための条件として最も要望が多かったものは「学生が実習前に十分な学習を行うこと」であった。この条件と有意な相関の認められた「養成校が実習生に実習前に十分な指導を行うこと」と合わせて考えると、実習前の準備について実習施設・機関から要望が高いことがうかがえる。また、原田らは実習前の準備状況に起因する実習施設・機関の負担感を「実習準備不満感」としてとらえている²⁾。実習施設・機関の要望を単にモデル案の項目として反映するのではなく、実際に実習生および養成校が取り組むことにより、実習施設・機関の負担感の軽減が期待できるだろう。

同様に有意な相関の認められたのは「実習前に養成校の実習担当教員と実習プログラムについての協議を行うこと」と「実習前に養成校の実習担当教員から実習モデルについて具体的な説明があること」であった。これらは実習施設・機関と養成校の連携に関する項目であるととらえられる。モデル案は本学教員だけではなく、実習施設・機関の実習担当者と協働して作成したものであり、いわば連携の産物ともいえよう。実習では何を学ぶのか、そのためにはどのようなプログラムが必要なのか両者が話し合うことが、結果としてモデル案実施のみならず、より実りのある実習につながるものと考えられる。

一方「実習指導専任の担当職員がいること」「一度に受け入れる実習生を少なくすること」といった実習指導における負担軽減に関する条件も要望が多かった。先行研究からも同様の結果が出ている³⁾。実習施設・機関が受け入れている実習は社会福祉士や精神保健福祉士だけでなく、保育士、介護福祉士、ホームヘルパー、教員免許取得に係る介護等体験等多岐にわたる。施設・機関の実習指導担当者は、日々の業

務をこなしながら、多種類の実習を受け入れ実習生を指導しているのが現状である。本調査の自由記述にも「施設で働く職員としては、利用者援助が第一の事業であり、現在その意味で十分な職員配置とはなっておらず、そういう状況では期待されるような受け入れは十分にできないと思います」等の意見が出されている。養成校が実習施設・機関に実習指導をお願いするにあたっては、先述のように実習前の指導を十分に行った上で実習生を送り出す、実習中は実習生の実習への取り組みや成果を確認し、その後の取り組みへの指導を行う等、養成校としての責任を果たすことにより、少しでも実習指導に係る負担の軽減が図れるよう努めなければならないだろう。「基本的に学生さんは『何を学ぶのか』ということをきちんと整理し、考えをもって実習に取り組むべきだと考えます。目的意識をどこまでもって実習に臨むかは実習生さんだけでなく、貴校の指導にかかっていると思われれます」（本調査自由記述より）という回答に見られるように、養成校につきつけられた課題を真摯に受け止めたい。

IV まとめ

本研究は、社会福祉実習において学生は何を学ぶべきかということについて、大学と実習施設・機関が共同で論議し、その成果を実習モデルとしてまとめたものである。

2002年から3年間、実習受け入れ先の施設・機関の有志と本学の実習担当教員からなる「社会福祉実習教育モデル研究会」を設け、よりよい実習教育のあり方を検討してきた。

そこでは実習モデルの構築に先駆けて、また平行して、大学と実習施設・機関が目標や問題意識を共有し、それぞれの抱える問題・課題を論議することができた。実習は大学と現場との協力がもっとも必要とされ、具体化される場である。現状の実習レベルのステップアップをとるに考えることができたのは、得難い機会であった。

その上で、「社会福祉士」「精神保健福祉士」実習のミニマム・スタンダードをプログラムにすることが試みられた。

望ましい「社会福祉士」「精神保健福祉士」とはどのようなものか、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の業務は何か、実習で最低限何を学ぶべきか、介護業務・保育業務その他のケアワークとの関連を実習のなかでどう位置づけるか。

こうした議論を経て出てきた施設・機関別の8種のモデル案を試行し、現場での問題点をふまえて修正を加え、アンケート調査の結果も入れて、最終的に「基本的に達成すべき実習項目」「達成することがのぞましい実習項目」「できれば達成に努力する実習項目」の3段階の実施レベルを示したモデルが作成された。

実習モデルとしては、社会福祉士会がすでに種別のモデル案を作成しているが、本研究によるモデルは大学と実習施設・機関が共同で開発し、現場での試行を経た実践的なモデルであることが、大きな特色である。

今回のモデルは、①各種別ごとの現場実習での学習項目を明示し、②大学での事前学習・事後学習の内容を項目化し、③大学と実習施設・機関との連携のあり方を組み入れている。

このモデルは大学が実習先に配布するだけでは、実施されることを期待できない。実習施設・機関の相互の協議があり、実習前に学生を入れた三者が準備を十分行なうことが必要になる。また、実習中も巡回指導などで大学と実習先が連携を密にすることを期待されている。

とりわけ事前学習については、種別をこえて学ぶべき共通の項目が多く、ほとんどが「基本的に達成すべき項目」として位置づけられている。大学での事前の周到的準備が課されたモデルである。

アンケート調査で、このモデルを実施するために必要な条件を問うたところ、「学生が実習前に十分な学習を行うこと」「実習指導専任の

担当職員がいること」がもっとも多い回答であった。

また、十分な職員配置がない状況で、期待されるような受け入れは十分できない」という声は、日頃われわれが現場の方々と接するなかでも知る機会が多いものである。効果のある実習のためには、現場の人員配置状況の改善が何よりも必要である。

さらには、望ましい社会福祉士・精神保健福祉士のあり方をふまえた実習教育は、ソーシャルワーカーとしての両資格が現場でどのように根づいているかと深く関連している。

ソーシャルワーカーの任用が進んでいない現状に対して、日本学術会議社会福祉・社会保障研究連絡委員会が「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」を行っており、こうした提案が政策レベルに反映され、ソーシャルワーカーの配置が浸透することが望まれる。

しかし、一方で実習教育を行うなかで具体的に浮かび上がる課題を乗り越えるためには、配属先と大学など養成校とが連携を深め、目標や問題意識を共有することが必要である。実習機関と大学が共同で実践可能なモデルを作り上げ、実習教育のレベルの向上をはかろうとするところに本研究の固有の意義があるといえる。

注

- 1) 日下菜穂子「社会福祉実習受け入れに関する調査について」『関西福祉科学大学現場実習教育の現状と課題』3、31-39、2002
- 2) 原田和幸他「社会福祉施設・機関における実習受け入れに関する調査—実習担当者の意識(負担感・やりがい感)を中心として—」『社会事業研究所年報』34、85-128、1998
- 3) 日本社会事業大学『社会福祉士・介護福祉士の養成に関する調査研究—実習受け入れ実態調査と指導事例—』1999

参考文献

宮田和明他『三訂 社会福祉実習』中央法規、2000

資料

社会福祉実習教育モデル案に関する調査

以下の問いについてお答えください。なお、ここでいう社会福祉実習とは、社会福祉士ならびに精神保健福祉士国家試験受験資格に係る実習のことです。

I. 施設・機関についてお聞きします。

1. 施設・機関の種別名 → 例：福祉事務所、児童養護施設など
()
2. 施設・機関の設置運営形態について、あてはまる番号を 1つだけ○で囲んでください。
1 公設公営 2 公設民営 3 民設民営
3. 職員数は何人ですか。常勤、非常勤について人数をお書きください。
常勤：()人 非常勤：()人
4. ソーシャルワークの仕事に携わる職員数：()人
*ここでのソーシャルワークの仕事に携わる職員とは、施設における生活相談員のような主に相談業務に携わる方を指します。
5. 社会福祉士および精神保健福祉士の資格をもつ常勤の職員は何人ですか。
社会福祉士：()人 精神保健福祉士：()人
6. 社会福祉実習の指導担当者はどのような方ですか。あてはまる番号を○で囲んでください。
1 施設長・所長など施設・機関の代表者 2 実習受け入れ窓口となっている方
3 主任・課長など現場のまとめ役をされている方 4 特に決まっていない
5 その他 ()
7. 社会福祉実習の指導は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格をお持ちの方が担当することになって
いますか。あてはまる番号を 1つだけ○で囲んでください。
1 なっている
2 なっていない

II. 調査票を記入して下さる方についてお聞きします。

1. 性別： 1 男性 2 女性
2. 年齢について、あてはまる番号を 1つだけ○で囲んでください。
1 20代 2 30代 3 40代 4 50代 5 60代以上
3. 職種：() → 例：生活相談員、児童指導員など
4. 現在の施設・機関で、社会福祉実習の指導担当年数：()年
5. 他の施設・機関で、社会福祉実習の指導を担当されたことはありますか。あてはまる番号を 1つだけ○で
囲んでください。1 を選択された方はその年数もお答えください。
1 ある → ()年
2 ない
6. あなたが取得している資格について、あてはまる番号をすべて○で囲んでください。
1 社会福祉士 2 精神保健福祉士 3 介護福祉士 4 保育士
5 保健師 6 看護師 7 准看護師 8 助産師
9 理学療法士 10 作業療法士 11 教員
12 その他 ()

III. 社会福祉実習教育モデル案についてお聞きします。

1. 別紙の社会福祉実習教育モデル案をご覧ください。個々の実習プログラムについて、次のうちから貴施設・
機関においてあてはまるとお考えの番号を、プログラム中の () 内にお書きください。
① 実施可能な項目
② 場合によっては実施可能な項目
③ 実施困難な項目

2. 1で②もしくは③と記入されたプログラムについて、どのような条件が整えば貴施設・機関において実施可能と思われますか。重要と思われるものを3つ〇で囲んでください。
- 1 実習指導専任の担当職員がいること
 - 2 実習指導担当職員を増やすこと
 - 3 一度に受け入れる実習生を少なくすること
 - 4 実習を受け入れる養成校を少なくすること
 - 5 実習を受け入れる養成校の実習担当教員と連絡を密にとるなど連携を強化すること
 - 6 実習指導担当職員を対象とした研修が行われること
 - 7 実習について、実習指導担当以外の職員の理解が深まること
 - 8 実習の受け入れを社会福祉実習(社会福祉士・精神保健福祉士)に限定すること
 - 9 学生が実習前に十分な学習を行うこと
 - 10 養成校が実習生に実習前に十分な指導を行うこと
 - 11 実習前に養成校の実習担当教員から実習モデルについて具体的な説明があること
 - 12 実習前に養成校の実習担当教員と実習プログラムについての協議を行うこと
 - 13 その他()
3. 別紙の社会福祉実習教育モデル案について、付け加えたほうがよいと思われる項目がありましたらご自由にお書きください。

()

4. その他社会福祉実習教育モデル案について、ご意見等ございましたらご自由にお書きください。

()

*差し支えなければ施設・機関名をお書きください。

→ ()

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本票および別紙のモデル案は、返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

遠塚谷富美子他：社会福祉実習教育モデルについて

2004年度 社会福祉実習教育モデル研究会

参加者

須郷 紳弘	大阪府立箕面通勤寮
高埜須磨子	社会福祉法人日本コイノニア福祉会 特別養護老人ホーム第二好意の庭
竹原 紀夫	医療法人養心会 国分病院
中村 又一	守口市福祉事務所
西嶋 嘉彦	大阪府立修徳学院
濱田 和則	社会福祉法人門真晋栄福祉会 特別養護老人ホームナーシングホーム智鳥
岡村 美範	社会福祉法人門真晋栄福祉会 特別養護老人ホームナーシングホーム智鳥
北條 正治	社会福祉法人大阪水上隣保館 児童養護施設遙学園
前川阿紀子	社会福祉法人柏原市社会福祉協議会
三宅健一郎	社会福祉法人川西市社会福祉事業団 川西さくら園
遠塚谷富美子(代表)	関西福祉科学大学
一村小百合	関西福祉科学大学
遠藤和佳子	関西福祉科学大学
柿木志津江	関西福祉科学大学
黒田 文	関西福祉科学大学
兒玉 好子	関西福祉科学大学
齊藤 千鶴	関西福祉科学大学
櫻井 秀雄	関西福祉科学大学
杉本 敏夫	関西福祉科学大学
津田 耕一	関西福祉科学大学
寺田 明代	関西福祉科学大学
中島 裕	関西福祉科学大学
袴田 俊一	関西福祉科学大学
橋本有理子	関西福祉科学大学
日根野 建	関西福祉科学大学
寶田 玲子	関西福祉科学大学
松宮 満	関西福祉科学大学
山戸 隆也	関西福祉科学大学
吉田 初恵	関西福祉科学大学
李 政元	関西福祉科学大学
渡辺 嘉久	帝塚山大学